

SOFTIC判例ゼミ 第7回 発信者情報開示請求控訴事件

原審： 東京地判令和3年12月10日
令和3年（ワ）第15819号

控訴審： 知財高判令和5年4月13日
令和4年（ネ）第10060号

担当： 根岸 秀羽
小西 巧朗

目次

1. 事案概要・争点一覧 . . . 3～6
2. 各争点についての当事者の主張及び判旨 . . . 7～44
3. 論点解説 . . . 45～76
4. ディスカッションポイント . . . 77～78
5. 参考裁判例 . . . 79～106
6. コメント・所感 . . . 107～109

事案概要

- 本件は、インターネット上の短文投稿サイトである「ツイッター」上に原告各投稿をしたXが、氏名不詳者ら（本件投稿者1（A）及び2（B））において原告各投稿のスクリーンショットを添付して本件各投稿をしたことにより、原告各投稿に係るXの著作権（複製権及び公衆送信権）が侵害されたとして、控訴人（株式会社NTTドコモ）に対し、令和3年法律第27号による改正（以下令和3年改正という。）前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下プロバイダ責任制限法という。）4条1項に基づき、発信者情報の開示を請求した事案である。



事案概要

■ 原告（X）各投稿



原告投稿 1

こないだ発信者情報開示した維新信者8人のログインIPとタイムスタンプが開示されたNTTドコモ 2人
KDDI 3人
ソフトバンク 2人
楽天モバイル 1人
こんな内訳だった。KDDIが3人で多数派なのありがたい。ソフトバンクが2人いるのがウザい
しかし楽天モバイルは初めてだな。どんな対応するか？



原告投稿 2

@B @C @D
>あたかもものんきやりあさんがそういった人たちと同じよう「あたかも」じゃなくて、木村花さんを自殺に追いやったクソどもと「全く同じ」だって言ってるんだよ。
結局、匿名の陰に隠れて違法行為を繰り返している卑怯どものクソ野郎じゃねーか。お前も含めてな。



原告投稿 3

去年の今頃、「@E」とかいう高校3年生の維新信者に絡まれて勝手にブロックされて「何したいんだ、このガキ？」って事がさっき、あのガキのツイートが目に入ったんだけど受験に失敗して浪人するわ都構想は否決されるわで散々な1年だった様だ
「ざまあ」以外の感想が浮かばない（笑）



原告投稿 4

@C
アナタって僕にもう訴訟を起こされてアウトなのに全く危機感なくて心の底からバカだと思えますけど、全く心配はしません。あなたの自業自得ですから。

事案概要

■ 本件投稿



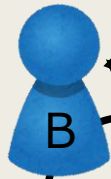
本件投稿 1

この方です
(´・ω・`)。。

こないだ発信者情報開示した維新信者8人のログインIPとタイムスタンプが開示された

NTTドコモ 2人
K
ソ
楽
な
3人
たい。
いるのがウザい
しかし楽天モバイルは初めてだな。どんな対応するか？

原告投稿 1
スクリーン
ショット画像



本件投稿 2

私に対してのリップ
何にもしてないの
にい(ó___ò。)

@B @C @D
>あたかもんきやりあさんがそういった人たちと同じ
結局、匿名の陰に隠れて違法行為を繰り返している卑怯どものクソ野郎じゃねーか。お前も含めてな。

原告投稿 2
スクリーン
ショット画像



本件投稿 3

絡んだ時間順に並べてみました。
暴言はいてます？

@B @C @D
>あたかもんきやりあさんがそういった人たちと同じよう「あたかも」じゃなくて、木村花さんを自殺に追いやったクソどもと「全く同じ」だっって言ってるんだよ。
結局、匿名の陰に隠れて違法行為を繰り返している卑怯どものクソ野郎じゃねーか。お前も含めてな。
去年、新信者になってから、あたかもんきやりあさんだけじゃなく、あたかもんきやりあさん以外の維新信者にも絡まれて勝手な行動で散々な1年だったけど受験に失敗して浪人するわ都構想は否決されるわで散々な1年だった様だ。「ざまあ」以外の感想が浮かばない(笑)

@C
アナタって僕にもう訴訟を起こされてアウトなのに全く危機感無くて心の底からバカだと思えますけど、全く心配はしません。あなたの自業自得ですから。

原告投稿 2~4
スクリーン
ショット画像



本件投稿 4

はい！あなたは私に暴言をはきましたが、私はあなたに暴言をやめてとしか言っていないです。
具体的に教えていただいてもいいですか？
検索しても出てこないです！
絡んだ順にスクショ置きますね！
どの事でしょうか？

去年の今頃、「@E」とかいう高校3年生の維新信者に絡まれて勝手に行動で散々な1年だった様だ。「ざまあ」以外の感想が浮かばない(笑)

原告投稿 3
スクリーン
ショット画像

争点一覧

- 争点1 プロバイダ責任制限法4条1項にいう
 「権利の侵害に係る発信者情報」 該当性

- 争点2-1 原告各投稿の著作物性

- 争点2-2 引用の成否

- 争点2-3 本件各投稿の名誉棄損性 (控訴審で追加)

- 争点3 正当な理由の有無

争点1 「権利の侵害に係る発信者情報」 該当性

■ 被控訴人の主張 ア

IPアドレス及びログイン日時に係るログイン（本件ログイン1）並びにIPアドレス及びログイン日時に係るログイン（本件ログイン2）について、ログインに係る送信と本件各投稿に係る送信とが同一の発信者によるものである高度の蓋然性が有り、本件各投稿に係る送信とログイン情報が開示可能な範囲内で時間的に最も近接したものであるか等の諸事情を総合考慮しても、本件ログイン1及び2に係るログイン情報（本件ログイン情報）が本件各投稿に係る送信と相当の関連性を有するのは明らかである。本件ログイン1は本件各投稿より前のログインであるし、本件ログイン2にしても、ツイッターのように各投稿についてのIPアドレスやタイムスタンプを保存していない場合においてはログイン情報が開示されなければ被害者の救済は不可能なのであるから、開示は認められるべきである。

争点1 「権利の侵害に係る発信者情報」該当性

■ 被控訴人の主張 イ（ア）

控訴人は、令和3年改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（現行法）5条2項柱書の侵害関連通信につき、特定電気通信役務提供者が発信者情報開示請求を受けた時にその記録を保有している通信のうち、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則（施行規則）5条各号に該当する通信それぞれについて侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信のみが侵害関連通信であると主張する。しかし、侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信が、侵害情報の送信と相当の関連性を有するものとするに最もふさわしいものではあろうが、それも、特定電気通信役務提供者における通信記録の保存状況や他の通信との比較における相対的な時間的近接性等を考慮して判断されるものであって、侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信から発信者を特定することが困難であることが明らかであり、侵害関連通信の範囲を当該通信のみに限定することが発信者情報の開示請求権の創設した趣旨に照らし適切ではないと考えられる場合には、侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信以外の通信も侵害情報の送信と相当の関連性を有するものである。

争点1 「権利の侵害に係る発信者情報」該当性

■ 被控訴人の主張 イ（イ）

侵害情報を送信した後のログイン時のIPアドレスから把握される発信者情報や、侵害情報の送信の直前のログインよりも前のログイン時のIPアドレスから把握される発信者情報であっても、プロバイダ責任制限法の「権利の侵害に係る発信者情報」に当たり得るのであり、そのように解しても発信者にとっても不当ではない。さらに、本件においては、侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信から発信者を特定することは困難であり、また、事前に登録したアカウントにユーザー名やパスワードを入力してログインして利用するツイッターの仕組みや、令和3年3月15日から同年5月7日までの間においても本件各アカウントが昼夜を問わず頻繁にログインされて継続的に使用されているという事情がある一方、本件各投稿が本件各アカウントの管理者以外のものにより投稿されたとうかがわせる事情はない。したがって、侵害関連通信の範囲を限定することは、発信者情報の開示請求権を創設した趣旨に照らしても適切でない。また、本件ログイン1や本件ログイン2の前後に他の経由プロバイダによるログインが複数回あることも本件ログイン1及び2と侵害情報の送信との関連性を否定する事情とならない。

争点1 「権利の侵害に係る発信者情報」 該当性

■ 控訴人の主張 ア

開示の対象となる情報は、本件各投稿に該当することが明らかであるものであることを要する。この点、総務省が主催する「発信者情報開示の在り方に関する研究会」においても、ログイン情報を「当該権利の侵害に係る発信者情報」と認め得る場合であっても、補充性、関連性など一定の限定を行うべきこととされている。

令和3年改正により、現行法5条1項において、ログイン時の通信（施行規則5条2号）に係る情報は、「特定発信者情報」として、侵害情報の送信と「相当の関連性を有するもの」のみ「侵害関連通信」（現行法5条2項柱書）に該当するとされた（現行法5条3項、施行規則5条柱書）。上記「相当の関連性を有するもの」という要件は、発信者の表現の自由、プライバシー及び通信の秘密への制約を必要最小限度にとどめる必要性が有るという発信者情報開示請求に係る制度の趣旨を踏まえ、「侵害関連通信」に該当する通信を、発信者を特定するために必要最小限度の範囲に限定するための要件であり、「特定電気通信役務提供者が発信者情報開示請求を受けた時にその記録を保持している通信のうち、本条各号に該当する通信それぞれについて侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信」のみが、「侵害関連通信」に該当するとされており、侵害情報の送信と最も時間的に近接して行われた通信以外の通信に「相当の関連性」が認められるのは、例外的な場合に限られる。そのような例外に該当し得る場合としては、「侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信が経由プロバイダのみを經由して接続した通信ではないことにより、発信者その他侵害情報の送信または侵害関連通信に係るものの契約者情報を保有する経由プロバイダを特定することができない場合」が考えられるとされている。

争点1 「権利の侵害に係る発信者情報」 該当性

■ 控訴人の主張 イ

本件ログイン1は、本件各投稿がされる約1日半から4日以上前のものであり、本件各投稿との間に、複数のログインが存在しており、最も時間的に近接しているものではない。

本件ログイン2は、本件各投稿がされた後、約2～5日後のもので、本件ログイン2により本件各投稿がされた可能性はない。他方、本件ログイン1は、本件各投稿がされるより約1日半～4日以上前のものであり、時間的に近接しているとはいいい難く、本件ログイン1によるログイン状態を利用して本件各投稿がされたことは証明されていない。また、本件投稿4がされてから本件ログイン2までの間には、控訴人以外の経由プロバイダを経由した通信が複数介在しているところ、ツイッターには複数の端末から同時にログインすることが可能であり、ログアウトをしない限り投稿が可能であることからすると、上記の控訴人以外の経由プロバイダを経由した通信によるログイン状態を利用して、本件各投稿が行われた可能性は否定できない。

■ 控訴人の主張 ウ

ログインをした者と記事を投稿した者が同一人物である可能性が高いというだけで、ログインをした者の情報の開示が認められるのであれば、令和3年改正において「相当の関連性」の要件を定めた意味がない。同様県が定められたのは、発信者情報開示請求が憲法の保障する通信の秘密の重大な例外を認めるものであるからであり、侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信以外の例外は安易に認めてはならない。

争点1 「権利の侵害に係る発信者情報」該当性

■ 原審の判断 1 認定事実

ア ツイッターの利用者がツイート等の投稿を行うには、事前にアカウントを登録した上、ユーザー名、パスワード等を入力し、当該アカウントにログインすることが必要である。そのため、アカウントの利用者は、ツイッターの仕組み上、当該アカウントにログインした者とされている。

イ ツイッター社により開示された本件IPアドレス等の使用期間（令和3年3月15日から同年5月7日まで）においても、本件各アカウントは、いずれも、昼夜を問わず頻繁にログインされるなど、継続的に使用されている。

争点1 「権利の侵害に係る発信者情報」該当性

■ 原審の判断 2 「権利の侵害に係る発信者情報」該当性

上記認定事実によれば、ツイッターの上記仕組み及び本件各アカウントの使用状況を踏まえると、本件各アカウントにログインした者が本件各投稿をすることによって、下記2において説示するとおり、原告の権利を侵害したものと認めるのが相当であり、これを覆すに足り的確な証拠はない。そうすると、ログインに関する本件発信者情報は、上記侵害の行為をした発信者を特定する情報であるといえるから、「権利の侵害に係る発信者情報」に該当するものといえる。

これに対し、被告は、本件発信者情報が本件アカウントにログインした者の情報にすぎず、本件各投稿を行った本件発信者の情報そのものではないことからすると、本件発信者情報は「権利の侵害に係る発信者情報」に該当しない旨主張する。


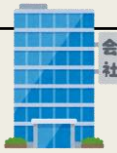
しかしながら、本件発信者情報は本件各投稿を行った本件発信者の情報であるといえることは、上記において説示したとおりであり、被告の主張は、その前提を欠く。のみならず、プロバイダ責任制限法4条の趣旨は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害を受けた者が、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に配慮した厳格な要件の下で、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示を請求することができるものとすることにより、加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図ることにある（最高裁平成21年（受）第1049号同22年4月8日第一小法廷判決・民集64巻3号676頁参照）。そうすると、アカウントにログインした者が、権利の侵害に係る情報を送信したものと認められる場合には、侵害情報の送信時点ではなく、アカウントにログインした時点における発信者情報であっても、「権利の侵害に係る発信者情報」に該当するものと認めるのが相当である。

したがって、被告の主張は、上記判断を左右するに至らない。

(資料) プロバイダ責任制限法

- 第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下開示関係役務提供者という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって、総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示の請求をすることができる。
 - 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の**権利が侵害されたことが明らか**であるとき。
 - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

争点1 主張及び判旨まとめ

	被控訴人 (原告) 	控訴人 (被告) 	原審	控訴審	中核的な対立点
主張及び判旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ログイン情報（本件ログイン情報）が本件各投稿に係る送信と相当の関連性を有するのは明らか ・侵害情報を送信した後の発信者情報や、侵害情報の送信の直前のログインよりも前のログイン時の発信者情報であっても、プロバイダ責任制限法の「権利の侵害に係る発信者情報」に当たり得る 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件ログインと本件投稿が時間的に近接しているとは言い難い ・控訴人以外の経由プロバイダを経由した通信によるログイン状態を利用して、本件各投稿が行われた可能性は否定できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件各アカウントにログインした者が本件各投稿をすることによって、原告の権利を侵害したものと認めるのが相当。覆すに足りる的確な証拠はない ・アカウントにログインした者が、権利の侵害に係る情報を送信したものと認められる場合、侵害情報の送信時点ではなく、アカウントにログインした時点における発信者情報であっても、「権利の侵害に係る発信者情報」に該当する 	原審を是認	ログイン情報が本件各投稿に係る送信と関連性を有するか

争点2-1 原告各投稿の著作物性

■ 被控訴人の主張

原告各投稿については、個々の言葉は平凡であったりありふれたりしていたとしても、言葉の選択やカタカナの使い方、共通する書きぶりなどからすれば、独特なXの個性が認められるから、原告各投稿が著作物に該当するとの原判決の認定は相当である。

■ 控訴人の主張

文章が短かったり、表現が平凡でありふれたりしている場合には、作者の個性が表れているものではなく、創作物性は否定されるところ、140文字以内というツイッターでの投稿において用いることが可能な表現等は、おのずと限られる。次の通り（※次スライド）、原告各投稿の内容及び表現は、いずれもありふれたものにすぎず、原告各投稿には著作物性が認められない可能性が有る。

争点2-1 原告各投稿の著作物性

■ 控訴人の主張

ア 原告投稿1は、発信者情報開示請求に係る事実等を列挙し、当該事実について「ありがたい」「ウザい」「初めてだな」などとありふれた表現でコメントするものにすぎない。

イ 原告投稿2は、原告投稿1と比較しても短く、その内容も、他人の投稿を引用しつつ、「『あたかも』ではなく『まったく同じ』である」と指摘したり、簡潔な表現で批評したりするものにすぎない。

ウ 原告投稿3は、原告投稿1と比較しても短く、その内容も、特定のユーザー名の人物に対し、よく用いられる表現で批判的な言葉を並べ立てるものにすぎない。その内容は単なる中傷であって、本来140字という短い枠内に収まりきれない内容を当該字数制限に収めようと工夫したような形跡が見られるものではない。

エ 原告投稿4は、原告投稿1～3と比較しても更に短く、その内容も、特定のユーザー名の人物の状況を簡潔な表現でコメントしたものにすぎない。テンポを意識し意図的に間隔を空けて簡潔な表現を配置したような工夫がみられるものではなく、単に「アウト」「バカ」といった表現が散見される以上の意味を有さず、構成に工夫がみられるようなものではない。

争点2-1 原告各投稿の著作物性



■ 原審の判断

原告投稿1～4は、140文字以内という文字数制限の中、その構成には作者であるXの工夫がみられ、また、表現内容においても作者であるXの個性が表れているといえる。そうすると、原告投稿1は、Xの思想又は感情を創作的に表現したものであり、言語の著作物（著作権法10条1号）に該当すると認められる。以上によれば、原告各投稿には、いずれも著作物性が認められる。

■ 控訴審の判断

原判決に対し、控訴人は、原告各投稿について、ありふれた表現であるなどとして著作物性を争うが、訂正して引用した原判決で認定判断した通りであって、控訴人の上記主張を採用することはできない。

争点2-1 主張及び判旨まとめ

	被控訴人 (原告)  X	控訴人 (被告)  会社	原審	控訴審	中核的な対立点
主張 及び 判旨	個々の言葉は平凡であったりありふれたりしていたとしても、言葉の選択やカタカナの使い方、共通する書きぶりなどからすれば、独特なXの個性が認められる	原告各投稿の内容及び表現は、いずれもありふれたものにすぎず、原告各投稿には著作物性が認められない可能性が有る	140文字以内という文字数制限の中、その構成には作者であるXの工夫がみられ、また、表現内容においても作者であるXの個性が表れているということができる	原審を是認	原告各投稿にXの個性・工夫が表れていて、著作物性が認められるか

争点2-2 引用の成否

■ 被控訴人の主張

ア 主従性及び明瞭区分性

本件各投稿はいずれも、コメント部分が少なく、スクリーンショット部分が主となっており、引用に当たるとは言えない。

イ 引用の目的

次のとおり、本件各投稿は、いずれも、Xを揶揄したり非難したりして、誹謗中傷する意図によりされたもので、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲を逸脱している。

(ア) 本件投稿1は、「この方です」という文言の横に額から汗を流しているらしい顔文字を添えて、あきれている旨の心情を表現するもので、Xの行為を揶揄する意図によるものである。

(イ) 本件投稿2は、何もしていないのに攻撃されたという趣旨をいうもので、Xを非難するものである。

(ウ) 本件投稿3における「絡んだ」という表現は、Xが本件投稿者2に絡んだものと決めつけるもので、「暴言はいてます？」という表現は、Xは原告投稿2～4において本件投稿者2に対して「暴言を吐いている」などと述べていないにもかかわらず、Xが「暴言を吐いた」と決めつけるもので、本件投稿3は、Xを非難するものである。

(エ) 本件投稿4は、Xが暴言を吐いた、絡んだと決めつけるものである。

争点2-2 引用の成否

■ 被控訴人の主張

ウ 公正な慣行

ツイッターの規約（本件規約）においては、引用の際には「引用ツイート」によることとされ、ツイッター社が提供するインターフェースや手順を踏むこととされており、そのことはツイッターの利用者においては常識であって、本件各投稿はその点において公正な慣行を逸脱している。スクリーンショットを貼り付ける形のツイートは、確かに多くの利用者が使用している引用方式であるが、引用ツイートであれば、著作権者がツイッター上の投稿を変更したり削除したりした場合、引用ツイートにおける引用部分として表示される内容にも変更等が生じ、当該部分に著作権者の意思を反映することができ、著作権者の著作物に対するコントロールが可能であるのに対し、スクリーンショットを貼り付けると、その部分は貼り付けたユーザーがこれを削除しない限り永遠にネット上に残ることになり、著作権者の意思にかかわらず著作物が永遠にネット上に残ることになってしまう。スクリーンショットを貼り付ける形のツイートが無限定に認められれば、著作権者の意思にかかわらず、著作物がいわば「再送」されることとなるのであって、著作権者の意思を踏まえると、そのような利用方法は公正な慣行を逸脱している。

争点2-2 引用の成否

■ 被控訴人の主張

工 小括

本件各投稿が本件規約の引用ツイートの方法に従っていないことや、主従の構成の点に加え、目的の正当性が無く、公正な慣行にも合致しないことからすると、本件各投稿が引用でないと認定した原判決は正当である。

争点2-2 引用の成否

■ 控訴人の主張

ア 主従性及び明瞭区分性

本件各投稿は、それぞれ原告各投稿のいずれか、又はその幾つかを示しつつ、その内容に対してコメントを行うものであることから、本件各投稿の主たる部分は当該コメント部分であり、原告各投稿は、コメントの対象であって従たる部分にすぎない。また、本件各投稿と原告各投稿とは、画面の右側と左側に明瞭に区別されて表示されている。

イ 引用の目的

本件各投稿は、いずれもXが原告各投稿において他のユーザーに対する批判的な言動を行っていることから、本件投稿者1及び2において、Xの投稿を示しつつ、自己が困惑していることを表現したり、Xの批評に疑問を投げかけたりするものである。したがって、いずれも報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内に該当し得るものであるが、具体的事情を考慮した総合的な判断を行うことなく、安易に引用の目的上正当な範囲内であると認めることもできないと判断した原判決には、誤りがある。

争点2-2 引用の成否

■ 控訴人の主張

ウ 公正な慣行

本件規約は、当事者間における契約条項を定型的かつ一方的に規定した「定型約款」（民法548条の2第1項柱書）であり、本件規約に対する違反行為は当事者間における契約の範囲内で解決されるべきものである。そのような私法上の当事者間の取決めである本件規約に抵触することと、著作権法上における「引用」該当性の考慮要素である「公正な慣行」とは直接連動するものではない。原判決の判断は、一般的に利用規約に抵触する可能性のある行為は全て「引用」に該当しないとの解釈を導き得るもので、妥当ではない。また、本件規約において、ユーザーがスクリーンショットを使用した投稿を明確に禁じる規定は見受けられない。むしろ、スクリーンショットを使用した投稿は、ツイッターのユーザーの間で広く用いられている方法であり、ツイッター社において、このような投稿が本件規約に明確に違反する行為であると認識しているのかも定かではない。

エ 小括

以上によると、本件各投稿における原告各投稿のいずれか又はその幾つかの利用は、「引用」に該当する可能性が有る。

争点2-2 引用の成否

■ 原審の判断 ア 認定事実

(ア) 本件投稿1は、原告投稿1のスクリーンショット画像を添付したうえで、「この方です・・・」と投稿するものであり、他のユーザーに対してX及びそのアカウントを紹介する、ものである。

(イ) 本件投稿2は、原告投稿2のスクリーンショット画像を添付した上で、「私に対してのリプ 何にもしてないのにい(ó__ò。)」と投稿するものであり、自らには落ち度がないにもかかわらず、Xから原告投稿2により暴言を受けたことを他のユーザーに報告するものである。

争点2-2 引用の成否

■ 原審の判断 ア 認定事実

(工) 本件投稿3は、原告投稿2ないし4のスクリーンショット画像を添付した上で、「絡んだ時間順に並べてみました。暴言はありますか？」と投稿するものであり、他のユーザーに対し、ツイッター上でXとの間で行われた過去のやり取りを示したうえで、その中に客観的に見てXに対する暴言があったかどうか意見を求めるものである。

(才) 本件投稿4は、原告投稿3のスクリーンショット画像を添付した上で、「はい！あなたは私に暴言をはきましたが、私はあなたに暴言をやめてとしか言っていません。具体的に教えていただいてもいいですか？検索しても出てこないです！絡んだ順にスクショ置きますね！どの事でしょうか？」と投稿するものであり、Xに対し、ツイッター上でXとの間で行われた過去のやり取りを示した上で、その中にXに対する暴言があれば、これを特定するよう求めるものである。

争点2-2 引用の成否

■ 控訴審の判断 ア 認定事実

(ア) 時系列

令和2年12月17日	PM 2:13	原告投稿3 (X)
令和3年3月17日	PM 10:27	原告投稿1 (X)
令和3年3月18日	PM 3:57	本件投稿1 (本件投稿者1)
令和3年3月19日	PM 2:05	原告投稿4 (X)
令和3年3月19日	PM 3:36	原告投稿2 (X)
令和3年3月19日	PM 9:48	本件投稿2 (本件投稿者2)
令和3年3月19日	PM 11:01	本件投稿3 (本件投稿者2)
令和3年3月21日	PM 8:36	本件投稿4 (本件投稿者2)

争点2-2 引用の成否

■ 控訴審の判断 ア 認定事実

(イ) 本件投稿1は、原告投稿1のスクリーンショット画像を添付したうえで、「この方です・・・」と投稿するものであり、他のユーザーに対してX及びそのアカウントを紹介する、X及びそのアカウントを紹介するとともに、Xが、本件投稿者1及び本件投稿者1と交流のあるネット関係者間で知られている「A」なる人物を訴えているものであることを前提として、このようなXが多数の者のインターネットの投稿に関する発信者情報開示請求をしていることを知らせるものである。

(ウ) 本件投稿2は、原告投稿2のスクリーンショット画像を添付した上で、「私に対してのリップ 何にもしてないのにい(ó__ò。)」と投稿するものであり、自らには落ち度がないにもかかわらず、Xから原告投稿2により暴言を受けたこと自らは何もしないにもかかわらず、高圧的な表現での罵倒を含む攻撃的な内容の原告投稿2の対象とされたことを他のユーザーに報告するものである。

争点2-2 引用の成否

■ 控訴審の判断 ア 認定事実

(工) 本件投稿3は、原告投稿2ないし4のスクリーンショット画像を添付した上で、「絡んだ時間順に並べてみました。暴言はありますか？」と投稿するものであり、他のユーザーに対し、ツイッター上でXとの間で行われた過去のやり取りを示したうえで、その中に客観的に見てXに対する暴言がXとの間で行われた原告投稿2～4を含む過去のやり取りを時系列的に示した上で、その中に客観的に本件投稿者2からXに対して暴言を吐いたとみられる部分があったかどうか意見を求めるものである。

(オ) 本件投稿4は、原告投稿3のスクリーンショット画像を添付した上で、「はい！あなたは私に暴言をはきましたが、私はあなたに暴言をやめてとしか言っていない。具体的に教えていただいてもいいですか？検索しても出てこないです！絡んだ順にスクショ置きますね！どの事でしょうか？」と投稿するものであり、Xに対し、ツイッター上でXとの間で行われた少なくとも原告投稿3を含む過去のやり取りを示した上で、その中にXに対する暴言があれば、これを特定するよう求めるものである。

争点2-2 引用の成否

■ 原審の判断 イ 引用の成否について

著作権法32条1項 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。

これを本件についてみると、前記認定事実によれば、本件各投稿は、いずれも原告各投稿のスクリーンショットを画像として添付しているところ、証拠（甲10）及び弁論の全趣旨によれば、**ツイッターの規約は、ツイッター上のコンテンツの複製、修正、これに基づく二次的著作物の作成、配信等をする場合には、ツイッターが提供するインターフェース及び手順を使用しなければならない旨規定し、ツイッターは、他人のコンテンツを引用する手順として、引用ツイートという方法を設けていることが認められる。**そうすると、本件各投稿は、上記規約の規定にかかわらず、上記手順を使用することなく、スクリーンショットの方法で原告各投稿を複製した上ツイッターに掲載していることが認められる。そのため、**本件各投稿は、上記規約に違反するものと認めるのが相当であり、本件各投稿において原告各投稿を引用して利用することが、公正な慣行に合致するものと認めることはできない。**

争点2-2 引用の成否

■ 原審の判断 イ 引用の成否について

また、前記認定事実によれば、本件各投稿と、これに占める原告各投稿のスクリーンショット画像を比較すると、**スクリーンショット画像が量的にも質的にも、明らかに主たる部分を構成するといえる**から、これを引用することが、引用の目的上正当な範囲内であると認めることもできない。

したがって、原告各投稿をスクリーンショット画像でそのまま複製しツイッターに掲載することは、著作権法32条1項に規定する引用の要件を充足しないというべきである。

これに対し、被告は、引用に該当する可能性がある旨指摘するものの、その主張の内容は具体的には明らかではなく、本件各投稿の目的との関係でスクリーンショット画像を掲載しなければならないような事情その他の上記要件に該当する事実を具体的に主張立証するものではない。そうすると、被告の主張は、上記判断を左右するものとはいえない。したがって、被告の主張は、採用することができない。

以上によれば、本件各投稿は、著作権32条1項により適法となるものとはいえない。

争点2-2 引用の成否

■ 控訴審の判断 イ 引用の成否について

著作権法32条1項 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。

(ア) これを本件についてみると、前記認定事実によれば、本件各投稿は、いずれも原告各投稿のスクリーンショットを画像として添付しているところ、証拠(甲10)及び弁論の全趣旨によれば、ツイッターの規約は、ツイッター上のコンテンツの複製、修正、これに基づく二次的著作物の作成、配信等をする場合には、ツイッターが提供するインターフェース及び手順を使用しなければならない旨規定し、ツイッターは、他人のコンテンツを引用する手順として、引用ツイートという方法を設けていることが認められる。そうすると、~~本件各投稿は、上記規約の規定にかかわらず、上記手順を使用することなく、スクリーンショットの方法で原告各投稿を複製した上ツイッターに掲載していることが認められる。そのため、本件各投稿は、上記規約に違反するものと認めるのが相当であり、本件各投稿において原告各投稿を引用して利用することが、公正な慣行に合致するものと認めることはできない。~~

争点2-2 引用の成否

■ 控訴審の判断 イ 引用の成否について (ア) の続き

しかし、そもそも本件規約は本来的にはツイッター社とユーザーとの間の約定であって、その内容が直ちに著作権法上の引用に当たるか否かの判断において検討されるべき公正な慣行の内容となるものではない。また、他のツイートのスクリーンショットを添付してツイートする行為が本件規約違反に当たることも認めるに足りない。

他方で、批評に当たり、その対象とするツイートを示す手段として、引用リツイート機能を利用することはできるが、当該機能を用いた場合、元のツイートが変更されたり削除されたりすると、当該機能を用いたツイートにおいて表示される内容にも変更等が生じ、当該批評の趣旨を正しく把握したりその妥当性等を検討したりすることができなくなるおそれがあるのに対し、元のツイートのスクリーンショットを添付してツイートする場合には、そのようなおそれを避けることができるものと解される。そして、弁論の全趣旨によると、現にそのように他のツイートのスクリーンショットを添付してツイートするという行為は、ツイッター上で多数行われているものと認められる。

以上の諸点を踏まえると、スクリーンショットの添付という引用の方法も、著作権法32条1項にいう公正な慣行に当たり得るといふべきである。

争点2-2 引用の成否

■ 控訴審の判断 イ 引用の成否について

(イ) これに対し、被控訴人は、引用ツイートによるべきことは、ツイッターの利用者において常識である旨を主張するが、当該主張を裏付けるに足りる証拠はない（なお、前記のとおり、本件規約の内容が直ちに著作権法上の引用に当たるか否かの判断において検討されるべき公正な慣行の内容となるものではないことからすると、ツイッターのユーザーにおいて本件規約の前記の定めを認識しているというべきことから直ちに、引用ツイートによるべきことがユーザーの共通の理解として前記公正な慣行の内容となるということもできない。）。

また、被控訴人は、スクリーンショットの添付という方法による場合、著作権者の意思にかかわらず著作物が永遠にネット上に残ることとなり、著作権者のコントロールが及ばなくなるという不都合がある旨を主張するが、そのような不都合があることから直ちに上記方法が一律に前記公正な慣行に当たらないとまでみることは、相当でないというべきである。

争点2-2 引用の成否

■ 控訴審の判断 イ 引用の成否について

(ウ) その上で、訂正して引用した原判決の第4の2(1)アで認定判断した原告投稿1の内容、同(2)アで認定した本件投稿1の内容や原告投稿1との関係等によると、本件投稿1は、Xが、本件投稿者1及び本件投稿者1と交流のあるネット関係者間で知られている「A」なる人物を訴えている者であることを前提として、更に多数の者に関する発信者情報開示請求をしていることを知らせ、このような行動をしているXを紹介して批評する目的で行われたもので、それに当たり、批判に関係する原告投稿1のスクリーンショットが添付されたものであると認める余地があるところ、その添付の態様に照らし、引用をする本文と引用される部分(スクリーンショット)は明確に区分されており、また、その引用の趣旨に照らし、引用された原告投稿1の範囲は、相当な範囲内にあるといえることができる。



また、訂正して引用した原判決の第4の2(1)イ～エで認定判断した原告投稿2～4の内容及びその性質並びに同(2)アで認定した本件投稿2～4の内容や原告投稿2～4との関係等によると、本件投稿2～4は、本件投稿者2を含むツイッターのユーザーを高圧的な表現で罵倒する原告投稿2、他のツイッターのユーザーを嘲笑する原告投稿3及び他のツイッターのユーザーを嘲笑する原告投稿4を受けて、これらに対する批評の目的で行われたものと認められ、それに当たり、批評の対象とする原稿投稿2～4のスクリーンショットが添付されたものであるところ、その添付の態様に照らし、引用をする本文と引用される部分(スクリーンショット)は明確に区別されており、また、それらの引用の趣旨に照らし、引用された原告投稿2～4の範囲は、それぞれ相当な範囲内にあるといえることができる。

争点2-2 引用の成否

■ 控訴審の判断 イ 引用の成否について

以上の点を考慮すると、本件各投稿における原告各投稿のスクリーンショットの添付は、いずれも著作権法32条1項の引用に当たるか、又は引用に当たる可能性があり、原告各投稿に係るXの著作権を侵害することが明らかであると認めるに十分とはいえないというべきである。

争点2-2 主張及び判旨まとめ

	被控訴人 (原告) 	控訴人 (被告) 	原審	控訴審	中核的な対立点
主張及び判旨	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンショット部分が主となっており、引用に当たるとは言えない。 ・本件各投稿は、いずれも、Xを揶揄したり非難したりして、誹謗中傷する意図でされた。 ・ツイッターの規約においては、引用の際には「引用ツイート」によることとされ、本件各投稿はその点において公正な慣行を逸脱している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原告各投稿は、コメントの対象であって従たる部分にすぎない ・本件各投稿は、いずれも報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内に該当し得るものである ・本件規約に抵触することと、著作権法上における「引用」該当性の考慮要素である「公正な慣行」とは直接連動するものではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンショットが量的にも質的にも、明らかに主たる部分を構成するといえる ・本件各投稿は、上記規約に違反するものと認めるのが相当であり、公正な慣行に合致することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件規約の内容が直ちに著作権法上の引用に当たるか否かの判断において検討されるべき公正な慣行の内容ではない。他のツイートのスクリーンショットを添付してツイートするという行為は、ツイッター上で多数行われている ・本件各投稿は批評の目的で行われたものと認められ、引用に当たるか、又は引用に当たる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンショット部分が主たる部分か従たる部分か ・本件各投稿が報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内に該当するか ・ツイッターの規約違反は公正な慣行を逸脱するか

争点2-3 本件各投稿の名誉棄損性

■ 被控訴人の主張

ア 本件各投稿の内容は、名誉棄損等に当たるもので、権利侵害は明白である。

イ すなわち、争点2-2被控訴人の主張イのとおりである。

ウ Xが本件各投稿に係る攻撃をしたか、暴言を吐いたか、絡んだかどうか等は証拠等による証明になじまない事項に係るものであるから、事実の摘示ではなく意見ないし論評の表明であるところ、本件投稿者1及び2の行為は、公共の利害に関する事実にかかり、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったともいえないし、意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であるともいえないから、違法性も阻却されない。

■ 控訴人の主張

争う。被控訴人の解釈は、曲解にすぎず、一般人の解釈とは言えない。



争点2-3 本件各投稿の名誉棄損性

■ 控訴審の判断

被控訴人は、本件各投稿の内容は名誉毀損等に当たると主張するが、訂正して引用した原判決の第4の2(1)ア～エで認定判断した原告各投稿の内容及びその性質並びに同(2)アで認定した本件各投稿の内容等によると、本件投稿1は、Xが多数の者に関する発信者情報開示請求をしていることを知らせ、このような行動をしているXを紹介して批評する目的で行われた可能性が認められ、また、本件投稿2～4は、高圧的な表現で本件アカウント2を使用するユーザーを含むユーザーを罵倒する原告投稿2、他のユーザーを嘲笑する原告投稿3及び他のユーザーを嘲笑する原告投稿4を受けて、それらを批評する目的でされたものと認められ、それらの内容に照らしても、直ちにXの名誉を毀損したりXを侮辱したりするものとはいえず、また、原告各投稿に対する批評として社会的に相当な範囲内にあるものである。

したがって、本件各投稿がXに対する名誉毀損等に当たることが明らかであると認めることはできず、被控訴人の主張は、採用することができない。

争点2-3 主張及び判旨まとめ

	被控訴人 (原告) 	控訴人 (被告) 	原審	控訴審	中核的な対立点
主張 及び 判旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件各投稿の内容は、名誉棄損等に当たるもので、権利侵害は明白 ・ 本件各投稿は、Xを揶揄したり非難したりして、誹謗中傷する意図によりされたものである ・ 本件投稿者1及び2の行為は公共の利害に関する事実にかかり、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったともいえない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被控訴人の解釈は、曲解にすぎず、一般人の解釈とは言えない 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 批評する目的でされたものと認められ、それらの内容に照らしても、直ちにXの名誉を毀損したりXを侮辱したりするものとはいえず、また、原告各投稿に対する批評として社会的に相当な範囲内にある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件各投稿の内容が名誉棄損等に当たるかどうか

争点3 正当な理由の有無

■ 被控訴人の主張

(原審) 原告は、本件各発信者の対する損害賠償請求権を行使するに当たり、民事訴訟の提起の前に、任意での示談交渉を予定している。そのためには、本件各発信者の情報が必要である。

(控訴審) 控訴人は、Xが死亡し、かつ、相続人全員が相続を放棄して相続人が存在しないため、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由が無いと主張する。しかし、Xの死亡により、Xが有していた発信者情報開示請求権がなくなるわけではない。被控訴人である相続財産法人は存在しており、今後、明らかになった発信者に対して損害賠償請求権の行使の可能性はある。地位の承継と、存続財産の存在は別の問題である。

■ 控訴人の主張

(原審) 氏名又は名称及び住所の開示を受けることができれば、それだけで損害賠償請求権の行使が可能であり、電子メール及び電話番号の開示は不要である。

(控訴審) 発信者情報開示請求権は、発信者を明らかにして損害賠償請求権を行使するために認められるものであるところ、Xが死亡し、かつ、相続人全員が相続を放棄して相続人が存在しない本件では、現実に損害賠償請求権を行使するものが存在せず、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がない。なお、死亡した当事者の地位を承継するものがないときは、訴訟が終了するという学説もある。

争点3 正当な理由の有無



■ 原審の判断

弁論の全趣旨によれば、原告は、本件各投稿者に対し、損害賠償等を請求することを予定していることが認められる。そうすると、上記2において説示したところを踏まえると、原告には本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるものといえる。したがって、原告は、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者情報の開示を求めることができる。

これに対し、被告は、氏名又は名称及び住所の開示のほかに、メールアドレスや電話番号の各情報の開示は不要であるから、少なくとも当該開示については正当な理由がない旨主張する。しかしながら、前掲総務省令は、上記各情報も侵害情報の発信者の特定に資する情報として規定しているほか（3号及び4号）、実質的にも損害賠償請求権を行使する際に電話番号や電子メールアドレスが開示されていれば、当該請求権の行使が円滑となるといえるから、被告の主張は、上記判断を左右するに至らない。

なお、被告は、メールアドレスや電話番号を開示した場合、原告がそれらの情報をインターネットに公開するおそれがある旨主張するが、原告は、口頭弁論期日において、当裁判所に対し、開示された情報を目的外利用することはない旨誓約している事実（第4回口頭弁論調書参照）を踏まえると、原告が上記誓約に違反してまでプライバシー侵害その他の違法行為に及ぶおそれは低いとみるべきであるから、被告の主張は、上記判断を左右するものとはいえない。したがって、被告の主張は、採用することができない。

争点3 主張及び判旨まとめ

	被控訴人 (原告) 	控訴人 (被告) 	原審	控訴審	中核的な対立点
主張 及び 判旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償請求権を行使するに当たり、民事訴訟の提起の前に、任意での示談交渉を予定している。そのため、本件各発信者の情報が必要 ・ Xの死亡により、Xが有していた発信者情報開示請求権がなくなるわけではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名又は名称及び住所の開示を受けられることができれば、損害賠償請求権の行使が可能であり、電子メールアドレス及び電話番号の開示は不要 ・ Xが死亡し、相続人全員が相続を放棄して相続人が存在しない本件では、現実に損害賠償請求権を行使するものが存在せず、発信者情報の開示を受けられるべき正当な理由がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原告は、本件各投稿者に対し、損害賠償等を請求することを予定していることが認められる。原告には本件発信者情報の開示を受けべき正当な理由があるものといえる。 ・ 実質的にも損害賠償請求権を行使する際に電話番号や電子メールアドレスが開示されていれば、当該請求権の行使が円滑となる 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子メールアドレス及び電話番号まで開示が必要か ・ Xの死亡による発信者情報開示請求権

まとめ・結論

■ まとめ

以上の次第であるから、被控訴人の控訴人に対する本件発信者情報の開示請求は、いずれも**権利侵害の明白性を認めることができず**、理由がないこととなる。

■ 結論

よって、被控訴人の本訴請求はいずれも理由がないから棄却すべきであるところ、これを認容した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上、被控訴人の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

論点解説

■ 問題の所在

SNS等において、コミュニケーションツールとしてのコンテンツの発信が一般化し、他者の作品を素材にした二次創作・n次創作も拡大

➡誰もが権利者・侵害者になり得る立場

・我々が日々（特にインターネット上で）何気なく発信している情報は、著作物として保護され得るのか？

・著作物を適法に「引用」して利用する場合の判断手法及び考慮要素をどのように考えるか？SNS等（デジタルプラットフォーム）における「公正な慣行」とは？

論点解説

■ ここで取り上げる論点

争点1 「権利の侵害に係る発信者情報」 該当性

争点2-1 著作物性

争点2-2 引用の成否

~~争点2-3 本件各投稿の名誉棄損性 (控訴審で追加)~~

~~争点3 正当な理由の有無~~

■ 論点の選定背景

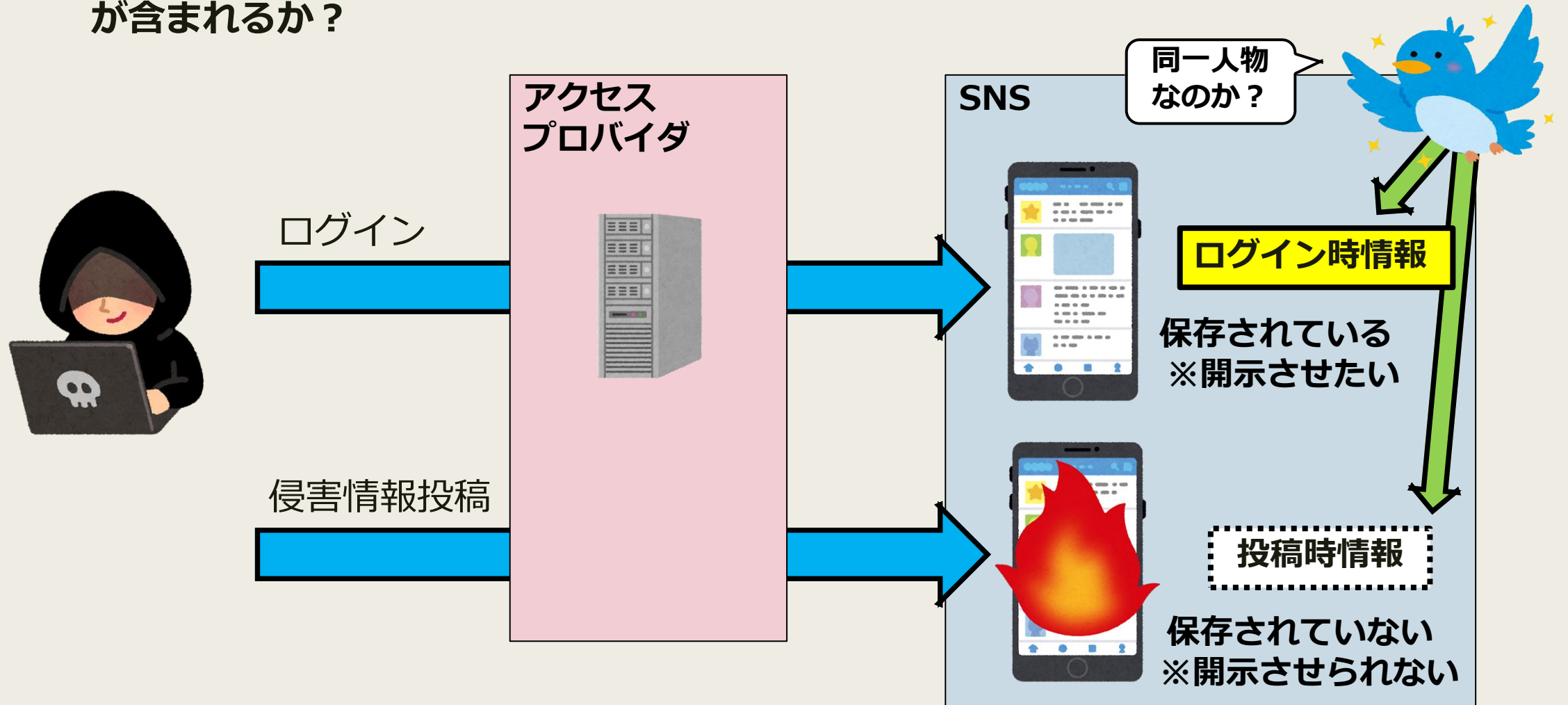
本発表は、著作権侵害に係る「引用」成否の判断手法等を主として検討するもの

→著作権侵害成否とは直接的に関係のない争点（争点2-3、3）は除外

※争点1は次頁（補足）

(補足) 「権利の侵害に係る発信者情報」 該当性

- 「権利の侵害に係る発信者情報」に侵害情報の発信そのものではないログイン時情報が含まれるか？



(補足) 「権利の侵害に係る発信者情報」 該当性

- 「権利の侵害に係る発信者情報」に侵害情報の発信そのものではないログイン時情報が含まれるか？

【否定説】

- ・ 開示請求の対象は、開示請求者の権利を侵害したとする情報の発信者についての情報に限られると解するのが相当（東京高判H26.9.9判タ1411号170頁）

【肯定説】

- ・ 当該権利の侵害に係る発信者情報」……の文言及び……法の趣旨に照らすと、開示請求の対象が当該権利の侵害情報の発信そのものの発信者情報に限定されているとまでいうことはできない。（東京高判H26.5.28判時2233号113頁）

- ・ 加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図るという法4条の趣旨……に照らすと、侵害情報の送信の後に割り当てられたIPアドレスから把握される発信者情報であっても、当該侵害情報の発信者のものと認められるのであれば、法4条1項所定の「権利の侵害に係る発信者情報」に当たり得ると解するのが相当である（東京高判H30.6.13判時2418号3頁）

(補足) 「権利の侵害に係る発信者情報」 該当性

- 「権利の侵害に係る発信者情報」に侵害情報の発信そのものではないログイン時情報が含まれるか？

第一審

ツイッターの上記仕組み及び本件各アカウントの使用状況を踏まえると、本件各アカウントにログインした者が本件各投稿をすることによって、.....原告の権利を侵害したものと認めるのが相当であり、これを覆すに足りる的確な証拠はない。そうすると、ログインに関する本件発信者情報は、上記侵害の行為をした発信者を特定する情報であるといえるから、「権利の侵害に係る発信者情報」に該当するものといえる。

これに対し、被告は、本件発信者情報が本件アカウントにログインした者の情報にすぎず、本件各投稿を行った本件発信者の情報そのものではないことからすると、本件発信者情報は「権利の侵害に係る発信者情報」に該当しない旨主張する。

しかしながら、本件発信者情報は本件各投稿を行った本件発信者の情報であるといえることは、上記において説示したとおりであり、被告の主張は、その前提を欠く。のみならず、プロバイダ責任制限法4条の趣旨は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害を受けた者が、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に配慮した厳格な要件の下で、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示を請求することができるものとすることにより、加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図ることにある.....そうすると、**アカウントにログインした者が、権利の侵害に係る情報を送信したものと認められる場合には、侵害情報の送信時点ではなく、アカウントにログインした時点における発信者情報であっても、「権利の侵害に係る発信者情報」に該当するものと認めるのが相当**である。

控訴審

第一審を是認。

➡肯定説

(補足) 「権利の侵害に係る発信者情報」 該当性

■ 令和3年改正（令和4年10月1日施行）

開示客体の拡充

・ 改正前（§4 I）

「権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるもの）」

・ 改正後（§5 I、Ⅲ）

① 特定発信者情報（発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるもの）

※侵害関連通信……侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるもの

Ex. ツイッターのログイン/ログアウト時の通信

② 特定発信者情報以外の発信者情報

(1)著作物性

■ 著作権法2条1項1号

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

①表現であること

➡思想又は感情（アイデア）それ自体は保護されない

②表現の創造性

➡「創作者の何らかの個性」？「模倣でない」？「表現の選択の幅」？

（≠独創的、学術的、芸術的）

③「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」

➡実用品、工業製品（≠美術工芸品）を保護範囲から排除する趣旨？

(1)著作物性

■ 原告投稿1について

こないだ発信者情報開示した維新信者8人のログインIPとタイムスタンプが開示された

NTTドコモ 2人
KDDI 3人
ソフトバンク 2人
楽天モバイル 1人

こんな内訳だった。KDDIが3人で多数派なのありがたい。ソフトバンクが2人いるのがウザい

しかし楽天モバイルは初めてだな。どんな対応するか？

第一審

原告投稿1は、140文字以内という文字数制限の中、発信者情報の仮の開示を求める仮処分手続を経て、著作権侵害と思われる通信に係る経由プロバイダが明らかになった事実に基づき、当該事実についての感想を口語的な言葉で端的に表現するものであって、その構成には作者である原告の工夫が見られ、また、表現内容においても作者である原告の個性が現れているといえることができる。

そうすると、原告投稿1は、原告の思想又は感情を創作的に表現したものであり、言語の著作物（著作権法10条1号）に該当するものと認められる。

控訴審

第一審を是認。

(1)著作物性

■ 原告投稿2について

@B @C @D >あたかもものんきやりあさんがそういった人たちと同じよう

「あたかも」じゃなくて、木村花さんを自殺に追いやったクソどもと「全く同じ」だっって言ってるんだよ。

結局、匿名の陰に隠れて違法行為を繰り返している卑怯どものクソ野郎じゃねーか。お前も含めてな。

第一審判旨

原告投稿2は、140文字以内という文字数制限の中、意見が合わない他のユーザーに対して、短い文の連続によりその意見を明確に修正した上、高圧的な表現で同人を罵倒するものであり、その構成には作者である原告の工夫が見られ、また、表現内容においても作者である原告の個性が現れているといえることができる。

そうすると、原告投稿2は、原告の思想又は感情を創作的に表現したものであり、言語の著作物（著作権法10条1号）に該当するものと認められる。

控訴審

第一審を是認。

(1)著作物性

■ 原告投稿3について

去年の今頃、「@E」とかいう高校3年生の維新信者に絡まれて勝手にブロックされて「何したいんだ、このガキ？」って事がさっき、あのガキのツイートが目に入ったんだけど受験に失敗して浪人するわ都構想は否決されるわで散々な1年だった様だ「ざまあ」以外の感想が浮かばない（笑）

第一審判旨

原告投稿3は、140文字以内という文字数制限の中、かつてツイッター上で特定のユーザーとトラブルとなった経緯のほか、その後、当該ユーザーの政治的主張が採用されなかったこと、当該ユーザーが大学入試に失敗したことを端的に紹介した上で、当該ユーザーが不幸に見舞われたことを「ざまあ」の三文字で嘲笑するものであり、その構成には作者である原告の工夫が見られ、また、表現内容においても作者である原告の個性が現れているといえることができる。

そうすると、原告投稿3は、原告の思想又は感情を創作的に表現したものであり、言語の著作物（著作権法10条1号）に該当するものと認められる。

控訴審

第一審を是認。

(1)著作物性

■ 原告投稿4について

@C アナタって僕にもう訴訟を起こされてアウトなのに全く危機感無くて心の底からバカだと思いますけど、全く心配はしません。あなたの自業自得ですから。

第一審判旨

原告投稿4は、140文字という文字数制限の中、原告に訴訟を提起されたにもかかわらず危機感がないと思われる特定のユーザーの状況等につき、「アナタ」、「アウト」、「バカ」、「自業自得」という簡潔な表現をリズム良く使用して嘲笑するものであり、その構成には作者である原告の工夫が見られ、また、表現内容においても作者である原告の個性が現れているといえることができる。

そうすると、原告投稿4は、原告の思想又は感情を創作的に表現したものであり、言語の著作物（著作権法10条1号）に該当するものと認められる。

控訴審

第一審を是認。

(1)著作物性

■ 著作物性判断の考慮要素

- ・ 140文字という文字数制限

➡表現の幅が狭い（著作物性を否定する方向の考慮要素？）

- ・ その構成には作者である原告の工夫が見られる
- ・ 表現内容においても作者である原告の個性が現れている

➡「口語的な言葉で端的に表現」

「短い文の連続によりその意見を明確に修正した上、高圧的な表現で同人を罵倒」

「経緯...を端的に紹介した上で、当該ユーザーが不幸に見舞われたことを「ざまあ」の三文字で嘲笑」

「「アナタ」、「アウト」、「バカ」、「自業自得」という簡潔な表現をリズム良く使用して嘲笑」

(1)著作物性

■ 関連裁判例（短い言語の著作物）

・ 東京地判H11.1.29判時1680号119頁 [古文単語語呂合わせ]

・ 東京高判H11.9.30判タ1018号259頁 [同控訴審]

「朝目覚ましに驚くばかり。」○

・ 東京地判H16.3.24判時1567頁 [ヨミウリ・オンライン]

・ 知財高判H17.10.6平17ネ10049号 [同控訴審]

「マナー知らず大学教授、マナー本海賊版作り販売」×

・ 知財高判H22.7.14判時2100号134頁 [破天荒力]

「正造が結婚したのは、最初から孝子というより富士屋ホテルだったのかもしれない。」×

※第一審（東京地判H22.1.29平20（ワ）第1586号）は○

(1)著作物性

■ 関連裁判例（短い言語の著作物）

- ・ 東京地判H7.12.18判時1567号126頁 [ラスト・メッセージ in 最終号事件]

○

×

あたたかいご声援をありがとう

昨今の日本経済の下でギアマガジンは、新しい編集コンセプトで再出発を余儀なくされました。皆様アンケートでも新しいコンセプトの商品情報誌をというご意見をたくさんいただいております。ギアマガジンが再び店頭に並ぶことをご期待いただき、今号が最終号になります。長い間のご愛読、ありがとうございました。

編集後記・お知らせ

★昭和五十七年十一月号創刊以来、三年三か月にわたって発行してまいりました小誌は、この二月号をもっていったん休刊し、近々、社名・内容を刷新して再発行いたします。長い間ご愛読いただき、まことにありがとうございます。心から御礼申し上げます。ことに、新雑誌へのご支援をよろしくお願ひ申し上げます。★新・雑誌は、新しい読者層の開拓と、その関り合いとを目的といたしまして、ままでの「健康ライフ」のイメージ・内容を一新し、より身近な内容に、まったく新しい健康分野に挑戦いたします。どうかご期待ください。

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/818/013818_option1.pdf

(1)著作物性

■ 本件との類似事例

・ 知財高判R5.4.17令4ネ10104号 [ツイートのスクリーンショットによる引用]

○ (原審：東京地判R4.9.15令4ワ14375号)

私の謎

休憩・仮眠・宿泊目的について国交省は7、8時間寝てもそれは休憩、夜から朝まで寝ても仮眠と見解。
活動反対派は、その行為をしたら宿泊目的で車中泊はダメ！日本語や常識でわかる。国交省のQ&Aに記載されている！
えっと、だからその行為やQ&Aの見解を国交省は休憩仮眠と言っているのだが

第一審判旨

原告ツイートは、車中泊につき原告が得たとする国土交通省の見解及び原告の活動に批判的な者の原告に対する意見を示した上で、この批判的意見に対する原告の見解を示したものである。これらの内容が1ツイート当たり140文字という文字数制限内に収まるように、原告は、独特の言い回し等を選択して表現したものと見える。このことに鑑みると、原告ツイートは、原告の思想又は感情を創作的に表現したものと見てよく、言語の著作物（著作権法10条1号）に該当する。
これに対し、被告は、原告ツイートに芸術性を見いだすことは困難であるため著作物性に疑義があるなどと主張する。しかし、著作物性が認められるためには、思想又は感情が創作的に表現されていれば足り、必ずしも当該表現に芸術性が備わっている必要はない。そうである以上、この点に関する被告の主張は採用できない。

控訴審

第一審を是認。

(2)引用の成否

■ 著作権法32条1項

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、**公正な慣行に合致する**ものであり、かつ、**報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内**で行なわれるものでなければならない。

- ①公表された著作物
- ②公正な慣行に合致
- ③引用の目的上正当な範囲内

(2)引用の成否

■ 伝統的な判断基準

- ・ 最判S55.3.28民集34巻3号314頁 [モンタージュ写真]

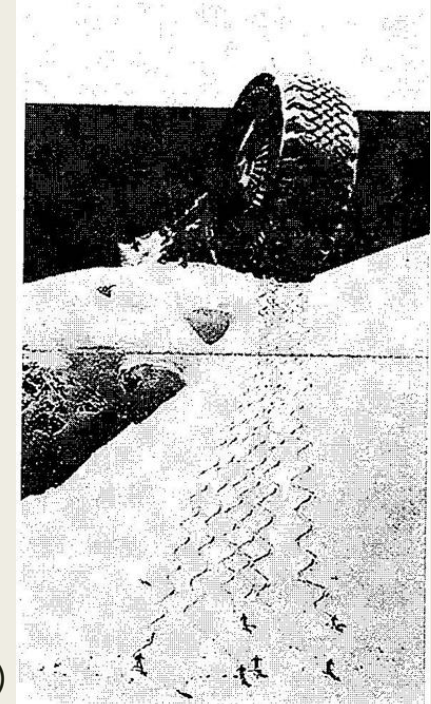
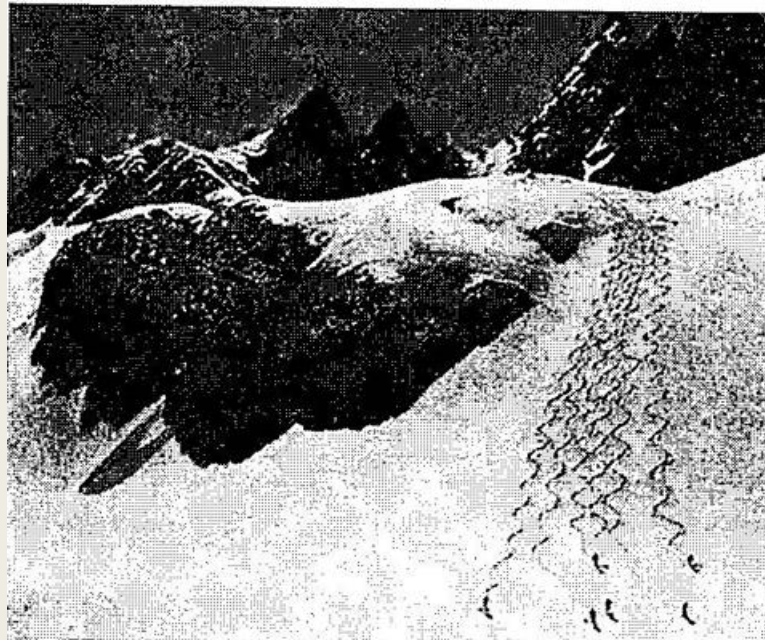
※旧法「正当ノ範囲内ニ於テ節録引用」時代

引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならないというべきであり

①明瞭区別性

②主従関係

➡パロディ、いわゆる取込型の引用は適法にし得ない？



左が原告、右が被告（民集34巻3号314頁）

(2)引用の成否

■ 近時の判断手法

- ・ 知財高判H22.10.13判時2092号135頁 [美術品鑑定書]

他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、著作権法の上記目的をも念頭に置くと、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない

①公正な慣行⇒「方法や態様が」

②正当な範囲内⇒「社会通念に照らして合理的な範囲内」

- 総合考慮⇒
 - ・ 利用の目的
 - ・ その方法や態様
 - ・ 利用される著作物の種類や性質
 - ・ 当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度
 - ・ その他

(2)引用の成否

■ 近時の判断手法

- ・ 東京地判H13.6.13判時1757号138頁 [絶対音感]

〈1〉本件書籍の目的、主題、構成、性質、〈2〉引用複製された原告翻訳部分の内容、性質、位置づけ、〈3〉利用の態様、原告翻訳部分の本件書籍に占める分量等を総合的に考慮すると、著作者である原告の許諾を得ないで原告翻訳部分を複製して掲載することが、公正な慣行に合致しているということもできないし、また、引用の目的上正当な範囲内で行われたものであるということもできない（前記のとおり、被告らは、原告翻訳部分の掲載に当たっては、正当な著作者の許諾を受けようと努め、受けられたものと誤信していたのであり、**その経緯に照らしても**、原告翻訳部分を許諾を得ないで自由に利用できる公正な慣行があったものと認定することは到底できない。）。

したがって、原告翻訳部分を複製、掲載した行為は、著作権法32条1項の要件を満たす適法な引用とはいえない。

- ### ■ 総合考慮➡
- ・ 利用する側の著作物の目的、主題、構成、性質
 - ・ 利用された側の著作物の引用部分の内容、性質、位置づけ
 - ・ 利用の態様、引用部分の利用側著作物に占める分量
 - ・ 利用に至る経緯
 - ・ その他

(2)引用の成否

■ 出所明示義務（著作権法48条1項1号）との関係について

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条……の規定により著作物を複製する場合
(中略)

2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

※著作権侵害の要件ではない

c.f. 出所明示義務罪（122条、50万円以下の罰金）、著作権侵害罪（119条、10年以下の拘禁罪もしくは1000万円以下の罰金またはその併科）

■ 出所明示は「公正な慣行に合致」の前提？

・ 東京高判H14.4.11平13ネ3677号 [絶対音感控訴審]

➡引用目的、引用した範囲、分量という観点では「引用の目的上正当な範囲内で行われたものと評価することができる」とする一方で、「出所の明示を怠った点において公正な慣行に合致」しないと判示

※その他、ドキュメンタリー映画中に引用した映像の出所が明示されていなかったとして公正慣行合致要件を満たさないと判断された知財高判H30.8.23平30ネ10023号 [沖縄 うりずんの雨] も参照。同じくドキュメンタリー映画中で、出所を明示したうえで映像を利用したことが適法な引用と判断された知財高判R4.9.28令4ネ10024号 [主戦場] と対照的。

(2)引用の成否

■ 本件との類似事例（引用×）

- ・ 東京地判R4.7.7令3ワ24416号 [文章の写真による引用]

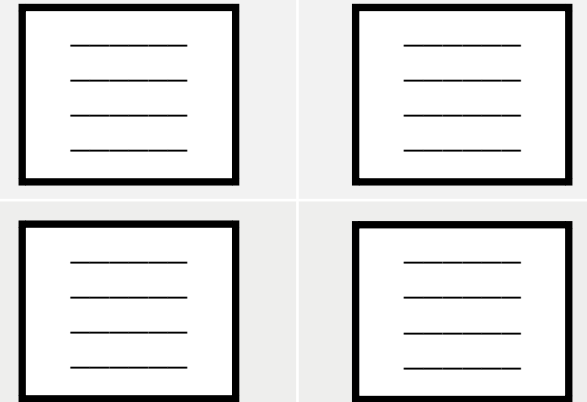
氏名不詳者は、別紙投稿記事目録の「投稿日時」欄記載の日時に、ツイッター・インク（以下「ツイッター社」という。）が提供する「ツイッター」に本件記事（甲7）を投稿した（以下、この投稿を「本件投稿」という。）。

本件記事には、「貧すれば鈍する我が業界〔1〕」との本文と共に、別紙投稿画像目録記載の画像（甲9。以下「本件画像」という。）が添付されている。本件画像は、本件文書の一部を画像化したものである（甲7～9）。

……本件記事は、「貧すれば鈍するわが業界〔1〕」との本文と共に複製した本件文書の一部の画像4つを添付したものであるところ、その投稿（本件投稿）の目的は必ずしも明確でない。その本文の内容から、本件投稿の目的が批評等にあると見る余地はあるものの、上記のとおり、本件投稿は、本文部分は12文字とごく僅かであり、本件文書の一部をそのまま複製した画像4つにほぼ占められていることと併せ考えると、正当な範囲内での引用とはいえない。

したがって、本件投稿は、適法な引用の要件を満たさない。この点に関する被告の主張は採用できない。

貧すれば鈍するわが業界〔1〕



※イメージ

- 具体的な判断基準なし
- 考慮要素➡投稿の目的、文字数（利用する側）及び画像（利用される側）の量

(2)引用の成否

■ 本件との類似事例（引用○）

- ・ 知財高判R5.4.17令4ネ10104号 [ツイートのスクリーンショットによる引用]

公表された著作物は、公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で引用して利用することができる（著作権法32条1項）、他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内であること、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などを総合考慮すべきである。

■ 知財高判H22.10.13 [美術品鑑定書] の判断手法を踏襲

(2)引用の成否

■ 本件との類似事例（引用○）

- ・ 知財高判R5.4.17令4ネ10104号 [ツイートのスクリーンショットによる引用]

➡他のツイートのスクリーンショットを添付してツイートするという行為について

スクリーンショットその他の画像ファイルを添付してツイートをすることは、ツイッターにおける基本的機能として備えられていること（甲28）からすれば、本件投稿者が、本件ツイートにおいて原告ツイートを引用するに当たって、本件添付画像を添付するという方法を用いたことが不相当であるということとはできない。

.....控訴人は、ツイッターにおいて他のツイートを引用するには引用リツイート又はURLの記載という他の手段があるから、全文を複製したスクリーンショットを添付する必要性はなく、また、本件ツイートの内容からしても、原告ツイートの全文を引用する必要性はなかった旨主張する。

しかしながら、前記.....で検討したところに照らすと、本件ツイートにおいて原告ツイートの全文が引用されたことについては、引用の方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、批評という目的との関係で正当な範囲内のものであるといえる。

.....控訴人は、ツイッターにおいて、他のツイートのスクリーンショットを添付して引用する方法は一般的には行われていない旨主張する。

しかしながら、引用リツイートの代替行為として、引用したいツイートのスクリーンショットを添付する方法が用いられている実情があることは、控訴人も認めているところである上、上記の方法を用いたツイートが著作権侵害となり得ることを注意喚起するウェブサイトが複数存在すること（甲21、37）からも裏付けられるものといえる。このように、ツイッターにおいては、一定数のユーザーが、他のツイートを引用するために、当該ツイートのスクリーンショットを添付する方法を用いている実情があるものと認められる。

(2)引用の成否

■ 本件との類似事例（引用○）

- ・ 知財高判R5.4.17令4ネ10104号 [ツイートのスクリーンショットによる引用]

➡他のツイートのスクリーンショットを添付してツイートするという行為について

.....控訴人は、他のツイートのスクリーンショットを添付するツイートは、本件規定に反するものであるから、本件ツイートにおける原告ツイートの引用は公正な慣行に合致する範囲内のものとはいえない旨主張する。

しかしながら、本件規定は、ツイッター社とツイッターのユーザーとの間の利用規約にすぎないことからすれば、本件規定に反する行為であるからといって、直ちに当該行為が引用に係る公正な慣行に合致しないものであると評価されるものではないといふべきである。

この点を措くとしても、本件規定は、ツイートの複製等について、原則としてツイッター社が提供するインターフェース及び手順を使用しなければならない旨を定めているにすぎず、他の規定を併せて考慮しても、本件規定が他のツイートのスクリーンショットを添付したツイートを禁止するものであるか否かは必ずしも明らかではないといふべきであるから、本件ツイートが本件規定に反するということはできない。

.....控訴人は、ツイッター内のコンテンツのスクリーンショットを撮影しようとするURLの共有ボタンが強制的に表示されるようになっていることからすれば、ツイッター社がそのような行為を禁止する意図を有していることがうかがわれる旨主張する。

しかしながら、控訴人が提出した証拠（甲37）をみても、上記のような表示がされるのは一部のユーザーに限られていることからすれば、ツイッター社が、他のツイートのスクリーンショットを撮影する行為を一般的に禁止しているものとはとはいえないといふべきである。

(2)引用の成否

■ 本件第一審：当事者の主張

・ 東京地判R3.12.10令3ワ15819号

(被告の主張)

本件各投稿は、いずれも、原告の意見に対して**批評を加えるため**に原告各投稿を引用する形で行われており、「引用」（著作権法32条1項）に該当する余地があるから、本件各投稿により原告の著作権が侵害されたことが明白であるということとはできない。

なお、原告は、出典として原告各投稿のURLが明示されていないことを根拠として、「引用」には当たらない旨主張するが、**原告各投稿の出所は画像自体から明らか**である以上、同主張には理由がない。

(被告の主張)

被告は、原告各投稿の出所は画像自体から明らかであり、「引用」の要件を満たしている旨主張するが、画像自体から明らかであるのは、原告のツイッターアカウントにすぎない。そして、**原告各投稿は、いずれも既に削除されており、URLが明示されていない限り、決して原典には到達できない**ことからすれば、**原告のツイッターアカウントの表示だけでは出所が明示されたことにはならない**。

■ 被告の主張

➡批評目的の投稿である、出所は明らか

■ 原告の主張

➡出所が明示されていない、原告各投稿が削除されており、原典に到達できない

(2)引用の成否

■ 本件第一審：判旨（引用×）

- ・ 東京地判R3.12.10令3ワ15819号

他人の著作物は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われる場合には、これを引用して利用することができる（著作権法32条1項）。

これを本件についてみると、前記認定事実によれば、本件各投稿は、いずれも原告各投稿のスクリーンショットを画像として添付しているところ、証拠（甲10）及び弁論の全趣旨によれば、ツイッターの規約は、ツイッター上のコンテンツの複製、修正、これに基づく二次的著作物の作成、配信等をする場合には、ツイッターが提供するインターフェース及び手順を使用しなければならない旨規定し、ツイッターは、他人のコンテンツを引用する手順として、引用ツイートという方法を設けていることが認められる。そうすると、本件各投稿は、上記規約の規定にかかわらず、上記手順を使用することなく、スクリーンショットの方法で原告各投稿を複製した上ツイッターに掲載していることが認められる。そのため、本件各投稿は、上記規約に違反するものと認めるのが相当であり、本件各投稿において原告各投稿を引用して利用することが、公正な慣行に合致するものと認めることはできない。

また、前記認定事実によれば、本件各投稿と、これに占める原告各投稿のスクリーンショット画像を比較すると、スクリーンショット画像が量的にも質的にも、明らかに主たる部分を構成するといえるから、これを引用することが、引用の目的上正当な範囲内であると認めることもできない。

- 具体的な判断基準なし
- 「公正な慣行に合致」の考慮要素？➡投稿方法、ツイッターの規約
- 「引用の目的上正当な範囲内」の考慮要素？➡量的・質的な主従関係
- 現実の利用実態や社会通念への言及がない

(2)引用の成否

■ 本件第一審：判旨（引用×）

- ・ 東京地判R3.12.10令3ワ15819号

これに対し、被告は、引用に該当する可能性がある旨指摘するものの、その主張の内容は具体的には明らかではなく、本件各投稿の目的との関係でスクリーンショット画像を掲載しなければならないような事情その他の上記要件に該当する事実を具体的に主張立証するものではない。そうすると、被告の主張は、上記判断を左右するものとはいえない。したがって、被告の主張は、採用することができない。

- 「引用」該当性の考慮要素？➡スクリーンショット画像を掲載しなければならないような事情
- 第一審において、被告は「引用」の要件に該当する事実を具体的に主張立証しなかった？（発信者情報開示請求事件であるから？プロバイダであるから？）

(2)引用の成否

■ 本件控訴審：当事者の主張

・ 知財高判R5.4.13令5ネ10060号

(控訴人（第一審被告）の主張)

ア 主従性及び明瞭区分性

本件各投稿は、それぞれ原告各投稿のいずれか、又はその幾つかを示しつつ、その内容に対してコメントを行うものであることから、**本件各投稿の主たる部分は当該コメント部分であり、原告各投稿は、コメントの対象であって従たる部分にすぎない。**また、**本件各投稿と原告各投稿とは、画面の右側と左側に明瞭に区分されて表示されている。**

イ 引用の目的

本件各投稿は、いずれも**Yが原告各投稿において他のユーザーに対する批判的な言動を行っていることから、本件投稿者1及び2において、Yの投稿を示しつつ、自己が困惑していることを表現したり、Yの批評に疑問を投げかけたりするものである。**したがって、いずれも報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内に該当し得るものであるが、**具体的事情を考慮した総合的な判断を行うことなく、安易に引用の目的上正当な範囲内であると認めることもできないと判断した原判決には、誤りがある。**

ウ 公正な慣行

本件規約は、当事者間における契約条項を定型的かつ一方的に規定した「定型約款」（民法548条の2第1項柱書）であり、**本件規約に対する違反行為は当事者間における契約の範囲内で解決されるべきものである。そのような私法上の当事者間の取決めである本件規約に抵触することと、著作権法上における「引用」該当性の考慮要素である「公正な慣行」とは直接連動するものではない。**原判決の判断は、一般的に利用規約に抵触する可能性のある行為は全て「引用」に該当しないとの解釈を導き得るもので、妥当でない。

また、**本件規約において、ユーザーがスクリーンショットを使用した投稿を明確に禁じる規定は見受けられない。**むしろ、**スクリーンショットを使用した投稿は、ツイッターのユーザーの間で広く用いられている方法であり、ツイッター社において、このような投稿が本件規約に明確に違反する行為であると認識しているのかも定かではない。**

(2)引用の成否

■ 本件控訴審：当事者の主張

- ・ 知財高判R5.4.13令5ネ10060号

(被控訴人(第一審原告)の主張)

ア 主従性及び明瞭区分性

本件各投稿はいずれも、コメント部分が少なく、スクリーンショット部分が主となっており、引用に当たるとはいえない。

イ 引用の目的

.....本件各投稿は、いずれも、Yを揶揄したり非難したりして、誹謗中傷する意図によりされたもので、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲を逸脱している。

ウ 公正な慣行

ツイッターの規約(以下「本件規約」ということがある。)においては、引用の際には「引用ツイート」によることとされ、ツイッター社が提供するインターフェースや手順を踏むこととされており、そのことはツイッターの利用者においては常識であって、本件各投稿はその点において公正な慣行を逸脱している。

スクリーンショットを貼り付ける形のツイートは、確かに多くの利用者が使用している引用方式ではあるが、引用ツイートであれば、著作権者がツイッター上の投稿を変更したり削除したりした場合、引用ツイートにおける引用部分として表示される内容にも変更等が生じ、当該部分に著作権者の意思を反映することができ、著作権者の著作物に対するコントロールが可能であるのに対し、スクリーンショットを貼り付けると、その部分は貼り付けたユーザーがこれを削除しない限り永遠にネット上に残ることになり、著作権者の意思にかかわらず著作物が永遠にネット上に残ることになってしまう。スクリーンショットを貼り付ける形のツイートが無限定に認められれば、著作権者の意思にかかわらず、著作物がいわば「再送」されることとなるのであって、著作権者の意思を踏まえると、そのような利用方法は公正な慣行を逸脱している。

(2)引用の成否

■ 本件控訴審：判旨（引用○）

・ 知財高判R5.4.13令5ネ10060号

そもそも本件規約は本来的にはツイッター社とユーザーとの間の約定であって、その内容が直ちに著作権法上の引用に当たるか否かの判断において検討されるべき公正な慣行の内容となるものではない。また、他のツイートのスクリーンショットを添付してツイートする行為が本件規約違反に当たることも認めるに足りない。

他方で、批評に当たり、その対象とするツイートを示す手段として、引用リツイート機能を利用することはできるが、当該機能を用いた場合、元のツイートが変更されたり削除されたりすると、当該機能を用いたツイートにおいて表示される内容にも変更等が生じ、当該批評の趣旨を正しく把握したりその妥当性等を検討したりすることができなくなるおそれがあるのに対し、元のツイートのスクリーンショットを添付してツイートする場合には、そのようなおそれを避けることができるものと解される。そして、弁論の全趣旨によると、現にそのように他のツイートのスクリーンショットを添付してツイートするという行為は、ツイッター上で多数行われているものと認められる。

以上の諸点を踏まえると、スクリーンショットの添付という引用の方法も、著作権法32条1項にいう公正な慣行に当たり得るといふべきである。

■ 具体的な判断基準なし

■ 「公正な慣行に合致」の考慮要素？

➡投稿方法、ツイッターの規約、引用リツイート機能の性質、元のツイートのスクリーンショットを添付したツイートの性質、現にツイッター上で多数行われている行為

(2)引用の成否

■ 本件控訴審：判旨（引用○）

- ・ 知財高判R5.4.13令5ネ10060号

これに対し、被控訴人は、引用ツイートによるべきことは、ツイッターの利用者において常識である旨を主張するが、当該主張を裏付けるに足りる証拠はない（なお、前記のとおり、本件規約の内容が直ちに著作権法上の引用に当たるか否かの判断において検討されるべき公正な慣行の内容となるものではないことからすると、ツイッターのユーザーにおいて本件規約の前記の定めを認識しているというべきことから直ちに、引用ツイートによるべきことがユーザーの共通の理解として前記公正な慣行の内容となるということもできない。）。また、被控訴人は、スクリーンショットの添付という方法による場合、著作権者の意思にかかわらず著作物が永遠にネット上に残ることとなり、著作権者のコントロールが及ばなくなるという不都合がある旨を主張するが、そのような不都合があることから直ちに上記方法が一律に前記公正な慣行に当たらないとまでみることは、相当でないというべきである。

■ 「公正な慣行に合致」の考慮要素？

- ➡ ・ 引用ツイートはツイッターの利用者において常識とまでは認められない
- ・ 本件規約の内容が直ちに著作権法上の引用に当たるか否かの判断において検討されるべき公正な慣行の内容となるものではない
- ・ ツイッターのユーザーが規約を認識しているというべきことから直ちに、引用ツイートによるべきことがユーザーの共通の理解となるということもできない
- ・ 著作物が永遠にネット上に残るという不都合というのみで公正な慣行に当たらないとまではいえない

(2)引用の成否

■ 本件控訴審：判旨（引用○）

・ 知財高判R5.4.13令5ネ10060号

本件投稿1は、Yが、本件投稿者1及び本件投稿者1と交流のあるネット関係者間で知られている人物（「A」なる人物）を訴えている者であることを前提として、更に多数の者に関する発信者情報開示請求をしていることを知らせ、このような行動をしているYを紹介して**批評する目的で行われたもの**で、それに当たり、批判に関係する原告投稿1のスクリーンショットが添付されたものであると認める余地があるところ、**その添付の態様に照らし、引用をする本文と引用される部分（スクリーンショット）は明確に区分されており、また、その引用の趣旨に照らし、引用された原告投稿1の範囲は、相当な範囲内にある**ということが出来る。

また、.....本件投稿2～4は、本件投稿者2を含むツイッターのユーザーを高圧的な表現で罵倒する原告投稿2、他のツイッターのユーザーを嘲笑する原告投稿3及び他のツイッターのユーザーを嘲笑する原告投稿4を受けて、これらに対する**批評の目的で行われたもの**と認められ、それに当たり、批評の対象とする原稿投稿2～4のスクリーンショットが添付されたものであるところ、**その添付の態様に照らし、引用をする本文と引用される部分（スクリーンショット）は明確に区別されており、また、それらの引用の趣旨に照らし、引用された原告投稿2～4の範囲は、それぞれ相当な範囲内にある**ということが出来る。

以上の点を考慮すると、本件各投稿における原告各投稿のスクリーンショットの添付は、いずれも著作権法32条1項の引用に当たるか、又は引用に当たる可能性があり、原告各投稿に係るYの著作権を侵害することが明らかであると認めるに十分とはいえないというべきである。

■ 「引用の目的上正当な範囲内」の考慮要素？

➡添付の態様、引用の趣旨

ディスカッションポイント

1. 著作物性の判断について

- ・ 裁判所の創作性判断は妥当か
- ・ 仮に、以下のようなツイートだとしたら、創作性が認められるか

先日、発信者情報開示した対象者8名の人のログインIP及びタイムスタンプが開示された。
内訳は以下のとおりである。

NTTドコモ 2人
KDDI 3人
ソフトバンク 2人
楽天モバイル 1人

ソフトバンクユーザーが2名いるのは好ましくない。
楽天モバイルユーザーが開示されたのは初めてのことであるが、どのように対応すべきか。

2. 引用の成否の判断について

- ・ 裁判所の引用肯定の判断（①結論、②判断手法）は妥当か
- ・ 仮にツイッターの規約において、他のツイートのスクリーンショットを添付してツイートするという行為が明示的に禁止されていた場合はどうか
- ・ どのような考慮要素が重視されていたか、また、重視されるべきか

ディスカッションポイント

2. 引用の成否判断における考慮要素（一例）

- ・ 明瞭区別性
- ・ 主従関係（質的・量的）
- ・ 利用の目的、趣旨
- ・ その方法や態様
- ・ 利用される著作物の種類や性質
- ・ 著作権者に及ぼす影響の有無・程度
- ・ 著作権者の意思
- ・ 利用される著作物における引用部分の内容、性質、位置づけ
- ・ 利用に至る経緯
- ・ 適用される規約
- ・ 必要性、必然性（必要性がある～必要最小限）
- ・ 類似の行為が（多数）行われているか
- ・ 出所の明示
- ・ 常識、共通理解、社会通念

参考裁判例

■ 引用を否定した一方、権利濫用を認めて原告の請求を棄却したもの

- ・ 知財高判R3.12.22令3ネ10046号 [懲戒請求書]

3 争点1 - 3 (引用の適法性) について

(1) 著作権法32条1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。」と定め、引用の対象となる著作物の公表を、適法な引用の要件とするところ、前記2で引用した原判決の説示するとおり、本件懲戒請求書は、公表されたものと認めることはできないから、その余の点について判断するまでもなく、本件リンクにより本件記事1において本件懲戒請求書を引用することは、同項に該当する適法な引用と認めることはできない。

(2) この点に関して一審被告Bは、本件懲戒請求書が公表された著作物に該当しなかったとしても、著作権法32条1項該当性を認めるべきであると主張するが、同条項は著作権の個別的制限規定であるから同条項の文言に反してその適用要件を緩和することは相当でなく、引用の対象となる著作物が公表されていない以上、同項該当性を認めることはできないというべきである。

参考裁判例

■ 引用を否定した一方、権利濫用を認めて原告の請求を棄却したもの

・ 知財高判R3.12.22令3ネ10046号 [懲戒請求書]

4 争点1 - 4 (権利濫用の成否) について

一審原告の一審被告Bに対する公衆送信権及び公表権に基づく権利行使が権利濫用に当たり許されないかについて、検討する。

(1) 公衆送信権及び公表権により保護されるべき一審原告の利益について

ア 本件懲戒請求書の性質・内容

本件懲戒請求書は、一審原告が、弁護士会に対し、一審被告Bに対する懲戒請求をすること、及び懲戒請求に理由があること等を示すために、本件懲戒請求の趣旨・理由等を記載したものであって、利用者に鑑賞してもらうことを意図して創作されたものではないから、それによって財産的利益を得ることを目的とするものとは認められず、その表現も、懲戒請求の内容を事務的に伝えるものにすぎないから、全体として、著作物であることを基礎づける創作性があることは否定できないとしても、独創性の高い表現による高度の創作性を備えるものではない。

イ 一審原告自身の行動及びその影響

本件産経記事は、一審原告による本件懲戒請求の後、産経新聞のニュースサイトに掲載されたものであって、本件懲戒請求書の「懲戒請求の理由」の第3段落全体(4行)を、その用語や文末を若干変えるなどした上で、かぎ括弧付きで引用していることに加え、証拠(甲2, 乙2, 6)及び弁論の全趣旨を総合すれば、一審原告は、産経新聞社に対し、一審被告Bの氏名に関する情報を含め、本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を自ら提供したものと推認される。

そうすると、一審原告は、産経新聞社に対し、本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を提供し、それに基づいて、本件懲戒請求書の一部を引用した本件産経記事が産経新聞のニュースサイトに掲載され、その結果、後記(2)のとおり、一審被告Bが、ブログにより、本件懲戒請求書に記載された懲戒請求の理由及び本件産経記事の内容に対して反論しなければならない状況を自ら生じさせたものといえることができる。

参考裁判例

■ 引用を否定した一方、権利濫用を認めて原告の請求を棄却したもの

- ・ 知財高判R3.12.22令3ネ10046号 [懲戒請求書]

ウ 保護されるべき一審原告の利益

前記2のとおり、本件懲戒請求書は公表されたものとは認められないから、一審原告は、本件懲戒請求書に関して、公衆送信権により保護されるべき利益として、公衆送信されないことに対する財産的利益を有しており、公表権により保護されるべき利益として、公表されないことに対する人格的利益を有していたものと認められる。

しかし、本件懲戒請求書の性質・内容（前記ア）を考慮すると、一審原告が本件懲戒請求書に関して有する財産的利益及び人格的利益は、もともとそれほど大きなものとはいえない上、一審原告自身の行動及びその影響（前記イ）を考慮すると、保護されるべき一審原告の上記利益は、一審原告自身の自発的な行動により、少なくとも産経新聞のニュースサイトに本件産経記事が掲載された時以降は、相当程度減少していたものと認めるのが相当である。

参考裁判例

■ 引用を否定した一方、権利濫用を認めて原告の請求を棄却したもの

・ 知財高判R3.12.22令3ネ10046号 [懲戒請求書]

(2) 一審被告Bによる本件記事1と本件リンクの目的について

前記第2の2（前提事実）によれば、本件記事1の目的は、本件産経記事により、一審被告Bに対する本件懲戒請求の事実が報道され、一審被告Bに対する批判的な論評がされたことから、一審被告Bが、自らの信用・名誉を回復するため、本件懲戒請求の理由及びそれを踏まえた本件産経記事の報道内容に対して反論することにあつたものと認められる。

ところで、弁護士に対する懲戒請求は、最終的に弁護士会が懲戒処分をすることが確定するか否かを問わず、懲戒請求がされたという事実が第三者に知られるだけで請求を受けた弁護士の業務上又は社会上の信用や名誉を低下させるものと認められるから、懲戒請求が弁護士会によって審理・判断される前に懲戒請求の事実が第三者に公表された場合には、最終的に懲戒をしない旨の決定が確定した場合に、そのときになってその事実を公にするだけでは、懲戒請求を受けた弁護士の信用や名誉を回復することが困難であることは容易に推認されるところである。したがって、弁護士が懲戒請求を受け、それが新聞報道等によって弁護士の実名で公表された場合には、懲戒請求に対する反論を公にし、懲戒請求に理由のないことを示すなどの手段により、弁護士としての信用や名誉の低下を防ぐ機会を与えられることが必要であると解すべきである。

本件においては、前記（1）イのとおり、一審原告が一審被告Bに対する懲戒請求をしたことに加え、一審原告が本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を自ら産経新聞社に提供したため、一審被告Bに対して本件懲戒請求がされたことが報道され、広く公衆の知るところになったのであるから、一審被告Bが、公衆によるアクセスが可能なブログに反論文である本件記事1を掲載し、本件懲戒請求に理由のないことを示し、弁護士としての信用や名誉の低下を防ぐ手段を講じることは当然に必要であつたというべきである。したがって、本件記事1を作成、公表し、本件リンクを張ることについて、その目的は正当であつたものと認められる。

参考裁判例

■ 引用を否定した一方、権利濫用を認めて原告の請求を棄却したもの

- ・ 知財高判R3.12.22令3ネ10046号 [懲戒請求書]

(3) 本件リンクによる引用の態様の相当性について

ア 上記(1)及び(2)のとおり、一審被告Bは、本件リンクにより、本件懲戒請求書の全文(ただし、本件懲戒請求書のうち、一審原告の住所の「丁目」以下及び電話番号が墨塗りされているもの。)を本件記事1に引用したものであるが、本件においては、一審原告が自ら産経新聞社に本件懲戒請求書又はその内容を提供し、産経新聞のニュースサイトに本件産経記事が掲載されたため、一審被告Bは、弁護士としての信用及び名譽の低下を防ぐために、ブログに反論文である本件記事1を掲載し、懲戒請求に理由のないことを示すことが必要となった。

確かに、本件懲戒請求書は未公表の著作物であり、本件産経記事には本件懲戒請求書の一部が引用されていたものの、その全体が公開されていたものではないが、懲戒請求書の理由の欄には、その全体にわたって、懲戒請求を正当とする理由の主張が記載されていたから(甲2)、一審被告Bとしては、本件記事1において本件懲戒請求書の要旨を摘示して反論しただけでは、自分に都合のよい部分のみを摘示したのではないかという疑念を抱かれるおそれもあったため、その疑念を払拭し、本件懲戒請求の全ての点について理由がないことを示す必要がある、そのためには、本件懲戒請求書の全部を引用して開示し、一審被告Bによる要旨の摘示が恣意的でないことを確認することができるようにする必要があるものと認められる。

また、一審被告Bは、本件記事1に本件懲戒請求書自体を直接掲載するのではなく、本件懲戒請求書のPDFファイルに本件リンクを張ることによって本件懲戒請求書を引用しており、本件懲戒請求書が、本件記事1を見る者全ての目に直ちに触れるものでなく、本件懲戒請求書の全文を確認することを望む者が本件懲戒請求書を閲覧できるように工夫しており、本件懲戒請求書が必要な限りで開示されるような方策をとっているといえることができる。

さらに、本件記事1は、本件懲戒請求書とは明確に区別されており、本件懲戒請求に理由のないことを詳細に論じるものであって、その反論の前提として本件懲戒請求書が引用されていることは明らかであり、仮に主従関係を考えるとすれば、本件記事1が主であり、本件懲戒請求書はその前提として従たる位置づけを有するにとどまる。

参考裁判例

■ 引用を否定した一方、権利濫用を認めて原告の請求を棄却したもの

・ 知財高判R3.12.22令3ネ10046号 [懲戒請求書]

そして、前記（１）のとおり、一審原告が本件懲戒請求書に関して有する、公衆送信権により保護されるべき財産的利益、公表権により保護されるべき人格的利益は、もともとそれほど大きなものとはいえない上、一審原告自らの行動により、相当程度減少していたから、本件懲戒請求書の全部が引用されることにより一審原告の被る不利益も相当程度減少していたと認められるばかりか、一審原告は、自らの行為により、本件懲戒請求書又はその内容を産経新聞社に提供し、本件産経記事の産経新聞のニュースサイトへの掲載を招来したものであり、一審原告の上記行為は、本件懲戒請求があったこと及び本件懲戒請求書の内容を世間に公にするという点において、一審被告Bの弁護士としての信用及び名誉に関して非常に大きな影響を与えるものであったと認められる。

イ 以上の点を考慮するならば、一審被告Bが、本件リンクを張ることによって本件懲戒請求書の全文を引用したことは、一審原告が自ら産経新聞社に本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を提供して本件産経記事が産経新聞のニュースサイトに掲載されたことなどの本件事案における個別的な事情のもとにおいては、本件懲戒請求に対する反論を公にする方法として相当なものであったと認められる。

（４）権利濫用の成否

前記（１）のとおり、一審原告が本件懲戒請求書に関して有する、公衆送信権により保護されるべき財産的利益、公表権により保護されるべき人格的利益は、もともとそれほど大きなものとはいえない上、一審原告自身の行動により、相当程度減少していたこと、前記（２）のとおり、本件記事１を作成、公表し、本件リンクを張ることについて、その目的は正当であったこと、前記（３）のとおり、本件リンクによる引用の態様は、本件事案における個別的な事情のもとにおいては、本件懲戒請求に対する反論を公にする方法として相当なものであったことを総合考慮すると、一審原告の一審被告Bに対する公衆送信権及び公表権に基づく権利行使は、権利濫用に当たり、許されないものと認めるのが相当である。

参考裁判例

■ 適法な「引用」要件について、比較的詳細に一般論を述べたもの

・ 知財高判R4.3.29令3ネ10060号 [#KuToo]

(2) 引用該当性（上記要件〈2〉）について

ア 著作物が「引用」されたというためには、当該著作物に接した一般人が引用されている部分を特定し、判別し得ることが前提となるので、引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物とが明瞭に区別されることが必要である。同様に、「引用」は他者の著作物の全部又は一部を自己の著作物に含めて利用する行為であるので、両著作物のうち、いずれが引用する側であり、いずれが引用される側であるかを一般人が判別し得ることが必要となる。そのためには、引用する側の著作物と引用される側の著作物に主従の関係があることを要するというべきである。

そうすると、〈1〉引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができること、及び、〈2〉引用する著作物と引用される著作物の間に、引用する側が主、引用される側が従の関係があることは、「引用」の基本的な要件を構成すると解するのが相当である（最高裁判所昭和51年（オ）第923号同55年3月28日第3小法廷判決・民集34巻3号244頁参照。なお、同判決は、旧著作権法〔明治32年法律第29号〕30条1項2号（「自己の著作物中に正当の範囲内に於て節録引用すること」）に関する判断であるが、「引用」の概念は現行法下においても妥当すると解される。）。

イ 本件ツイートは、前提事実(4)イ(ウ)のとおり、本件書籍の72及び73頁から構成される見開きのうち、その左頁上段に、原告のアカウント名、ユーザー名及びツイートのURLとともにその全文が掲載され、その下の少し離れた位置に被告Yの引用ツイートが掲載されているものであり、その記載事項、掲載形式、外観からして、利用される側の本件ツイートと、その他の部分とを明瞭に区別して認識することができる。

また、本件ツイートに係る記載部分は見開き2頁のうちの左頁上段の5行（本文部分は3行）にすぎず、同頁の他の部分には、本件ツイートに反論する被告Yのツイート6行（本文部分5行）が、右頁には、その全体にわたって被告Yの批評が記載されていることからすれば、形式的にも内容的にも、被告Yのツイートやコメント部分が主であり、原告の本件ツイート部分が従であると認められる。

ウ したがって、本件批評に本件ツイートを複製して掲載した行為は、著作権法32条1項の「引用」に該当する。

参考裁判例

■ 適法な「引用」要件について、比較的詳細に一般論を述べたもの

・ 知財高判R4.3.29令3ネ10060号 [#KuToo]

(3) 公正な慣行と合致するかどうか（上記要件〈3〉）について

ア 著作権法32条1項は、引用が「公正な慣行に合致すること」を要件としている。ここにいう「公正な慣行」は、著作物の属する分野や公表される媒体等によって異なり得るものであり、証拠に照らして、当該分野や公表媒体等における引用に関する公正な慣行の存否を認定した上で、引用が当該慣行に合致するかを認定・判断することとなると考えられる。

そして、当該著作物の属する分野や公表される媒体等において引用に関する公正な慣行が確立していない場合であっても、当該引用が社会通念上相当と認められる方法等によると認められるときは「公正な慣行に合致する」というべきである。

イ 書籍において他人のツイートを引用する場合については、特に確立した慣行が存在するとは認められないが、本件批評は、原告のアカウント名、ユーザー名及びツイートのURLとともに、その全文を掲載されているものであり、その掲載形式や外観からしても、一見して他人のツイートを引用していると看取することができる。

また、掲載された本件ツイートの本文は3行であり、後記(4)のとおり、読者がその趣旨を理解するためにはその全文を掲載することが必要であったと認められる。

したがって、本件ツイートの引用方法は社会通念上相当であり、「公正な慣行に合致する」ということができる。

ウ なお、本件ツイートにおける「#kutoo」との表記は、本件批評においては「#KuToo」と表記されているが、本件引用は、その記載内容や掲載形式によると、本件ツイートをそのまま複製しようとしたものであると考えられ、ハッシュタグを意味する「#kutoo」との表記を、書籍において「#KuToo」と変更することに特段の意味があるとも考え難い上、本件書籍の他の箇所では元のツイートが「#kutoo」である場合にはそのまま表示されていると認められる（乙5）ことによれば、本件批評における「#KuToo」との表記は、「#kutoo」の誤記であると認めるのが相当である。

そうすると、「#kutoo」と「#KuToo」の表記の差異は、本件ツイートの引用方法が「公正な慣行に合致する」との上記判断を左右するものではないというべきである。

参考裁判例

■ 適法な「引用」要件について、比較的詳細に一般論を述べたもの

・ 知財高判R4.3.29令3ネ10060号 [#KuToo]

(4) 引用の目的上正当な範囲内であるかどうか（上記要件〈4〉）について

ア 著作権法32条1項は、引用が「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるもの」であることを要件としている。同要件は、引用部分を明瞭に区分し得ることを前提とした上で、当該引用部分が、認定された「引用の目的」との関係において「正当な範囲内」であることを求めるものであり、引用が「正当な範囲内」で行われたかどうかは、〈1〉引用の目的の内容及び正当性、〈2〉引用の目的と引用された著作物との関連性、〈3〉引用された著作物の範囲及び分量、〈4〉引用の方法及び態様、〈5〉引用により著作権者が得る利益及び引用された側が被る不利益の程度などを総合的に考慮して判断するのが相当である。

イ 本件批評の目的は、本件書籍の第2章序文の記載（前提事実(4)イ(ア)）によれば、被告Yのツイートに対する返信リプライ、同被告のツイートを引用するリツイート、「#KuToo」のハッシュタグをわざわざ付したツイートなど、様々な形で投稿される本件活動を非難、中傷等するツイッターに対し、実際のツイートを個別に引用し、これを批評することにより、本件活動の意義や真意について読者に伝えることにありと認められる。

そして、本件批評における「なんで女性の靴問題の逆が水着になるんだよ…。女性のみ水着での勤務が許されていて、男性はサウナスーツです、という状況だったら「俺たちにも水着を着る権利を！」ってなるんじゃないかな。…#KuTooっていうのはそういう感じの運動です。」との記載によれば、本件批評の目的も、本件ツイートを批評することにより、本件活動の意義や真意について読者に伝えることにあり、上記序文に記載された目的に沿うものであるということが出来る。

そうすると、本件引用の目的は、本件活動を非難、中傷等するツイートを批評するという点にあり、その目的に不相当・不適切な点はないというべきである。

参考裁判例

■ 適法な「引用」要件について、比較的詳細に一般論を述べたもの

・ 知財高判R4.3.29令3ネ10060号 [#KuToo]

ウ 本件ツイートは、前提事実(3)ア～ウのとおり、Aが「#KuTooに反発する人へ」と題する引用ツイートをツイッター上に投稿したことから始まった本件活動に関する一連のやりとりの中において、本件活動に賛同する旨を表明するゴリラの主張に対する原告の批判、反論として行われたものであると認められる。

そして、本件ツイートの「男性が海パンで出勤しても#kutooの賛同者はそれを容認するということによろしいですか？」との記載は、「本件活動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論に至ることになる」という主張を含意するものと理解することができるが、これは本件活動に対する批判、非難にほかならない。

以上のとおりの本件スレッドにおいてやり取りが開始された経緯、本件スレッドにおける一連のやりとりの状況、本件ツイートの内容等に照らすと、本件ツイートは本件活動への批判等をその内容とするものであって、同ツイートは本件引用の目的の対象となる「本件活動を非難、中傷等するツイート」に該当するものである。

そうすると、引用された著作物である本件ツイートは、本件引用の目的と関連するものであるということができる。

エ 本件批評には、一つのツイートである本件ツイートの全文が掲載されているが、本件ツイートは50字程度の一文から成るものであり、その内容を理解するためには、その全部を掲載することが必要かつ相当であるので、本件引用により利用された著作物の範囲及び分量は相当であったということができる。

また、本件ツイートの引用部分には、本件ツイートにおける「#KuToo」との表記が「#kutoo」と表記されているが、前記(3)ウで判示したとおり、これは誤記であると認めるのが相当であり、これをもって引用の方法又は態様が不適切であるということとはできない。

オ 本件批評は、公開された本件ツイートに対する批評であるが、原告は、これに対してツイッター上で反論・批評することは容易であり、原告が本件批評により経済的な不利益を被ったと認める証拠もない。

カ 以上によれば、本件批評における本件ツイートの引用は、「引用の目的上正当な範囲内で行われるもの」と認められる。したがって、本件引用は、上記要件〈1〉～〈4〉の各要件を満たし、著作権法32条1項の適法な引用に当たるといふべきである。

参考裁判例

※以下、既に紹介したもの

■ (1)著作物性

- ・東京地判H11.1.29判時1680号119頁 [古文単語語呂合わせ]

※同控訴審東京高判H11.9.30判タ1018号259頁も同旨。

原告語呂合わせ1は、古語「あさまし」及び古語「めざまし」の二語について、その共通する現代語訳「驚くばかりだ」を一体的に連想させて、容易に記憶ができるようにする目的で、二つの古語のいずれにも発音が類似し、かつ、現代語訳と意味のつながる「朝目覚まし」という語句を選択して、これに「驚くばかりだ」を続けて、短い文章にしたものである。

右語呂合わせは、極めて短い文であるが、二つの古語を同時に連想させる語句を選択するという工夫が凝らされている点において、原告の個性的な表現がされているので、著作物性を肯定することができる。

そこで、被告語呂合わせ1と原告語呂合わせ1を対比すると、前者は、後者の「驚くばかりだ」を「驚き呆れる」に改めている点が若干相違するが、その他はすべて同じであるから、後者と実質的に同一のものと認められる。

参考裁判例

■ (1)著作物性

- ・ 東京地判H16.3.24判時1567頁 [ヨミウリ・オンライン]

※同控訴審知財高判H17.10.6平17ネ10049号も同旨。

著作権法による保護の対象となる著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したもの」であることが必要である（法2条1項1号）。「思想又は感情を表現した」とは、事実をそのまま記述したようなものはこれに当たらないが、事実を基礎とした場合であっても、筆者の事実に対する評価、意見等を、創作的に表現しているものであれば足りる。そして、「創作的に表現したもの」というためには、筆者の何らかの個性が発揮されていれば足りるのであって、厳密な意味で、独創性が発揮されたものであることまでは必要ない。他方、言語から構成される作品において、ごく短いものであったり、表現形式に制約があるため、他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合には、筆者の個性が現れていないものとして、創作的な表現であると解することはできない。

(2) 上記の観点から、YOL見出しの著作物性の有無について判断する。

……YOL見出しの「大学教授、マナー本の海賊版作り販売」の部分は、YOL記事中の「大学教授がマナー本の海賊版を作って販売した」という事実を、ごく普通の表現方法で記述したものである。また、YOL見出しの「マナー知らず」の部分は、マナーという語句を、語句の先頭に配し、「マナー本・・・」と対句のように用いた表現方法であるが、このような対句的表現は、一般にしばしば使われる方法であって、格別な工夫であると評価することはできない。上記YOL見出しは、全体として、ありふれた表現であるから、創作性を認めることはできない。

参考裁判例

■ (1)著作物性

- ・東京地判H22.1.29平20（ワ）第1586号〔破天荒力第一審〕

原告書籍記述部分は、〈1〉震災により富士屋ホテルが壊滅的な被害を受けた際に、正造の兄真一が故郷日光に帰参することを正造に勧めたが、正造がこれを拒絶したエピソード、真一が正造に日光帰参を勧めた真意は正造夫婦の不仲を察していたからかもしれないとの推測（別紙対比表2のX18（同一箇所）のNo.68）、〈2〉孝子及び正造の人物描写、正造と孝子が別れる場合には一方が富士屋ホテルを出て行かざるを得なかったこと（同No.69）、〈3〉大正15年に正造と孝子が離婚し、正造が富士屋ホテルにとどまり、孝子が出ていったこと（同No.70）の記述に引き続いて、孝子は正造と離婚した後スコットランド人実業家と再婚したのに対し、正造は再婚することがなかった事実を指摘し、「正造が結婚したのは、最初から孝子というより富士屋ホテルだったのかもしれない。」と述べている記述である。

そして、原告書籍記述部分は、上記〈1〉のエピソードを経て、婿であった正造が孝子と離婚後も富士屋ホテルにとどまり、生涯再婚することなく、富士屋ホテルの経営に精力を注いだ事実について、「富士屋ホテル」を正造の結婚相手に喩えて、正造が「結婚した」のは「富士屋ホテルだったのかもしれない」と表現した点において、筆者の個性が現れており、創作性が認められる。

参考裁判例

■ (1)著作物性

- ・ 知財高判H22.7.14判時2100号134頁 [破天荒力控訴審]

この箇所の被控訴人書籍記述部分（対比文章。「正造が結婚したのは、最初から孝子というより富士屋ホテルだったのかもしれない。」）と控訴人書籍記述部分の前段（本件文章。「彼は、富士屋ホテルと結婚したようなものだったのかもしれない。」）とは、いずれも、正造と富士屋ホテルとの関係を、「（富士屋ホテル）と結婚したようなもの」「だったのかもしれない」との用語で記述している点が共通する。

そして、対比文章及び本件文章は、いずれも、〈1〉正造が明治40年にいわゆる婿養子として孝子と結婚したこと（被控訴人書籍（甲2）105頁以下及び控訴人書籍（甲1）203頁）、〈2〉正造と孝子が大正15年4月に離婚したが、婿養子であった正造が富士屋ホテルにとどまる一方、仙之助の実子である孝子が山口家を出たこと（被控訴人書籍150頁以下及び控訴人書籍203頁）、〈3〉孝子が離婚後に再婚した一方で、正造が再婚しなかったこと（被控訴人書籍150頁以下及び控訴人書籍218頁）の記述に引き続いて用いられており、しかも、対比文章及び本件文章に続いて、これを裏付ける事実として、〈4〉正造が自らの設立した学校等の関係者を子どもとして扱うこととして、富士屋ホテルトレーニングスクールを設立するなどしたことが記述されている（被控訴人書籍152頁及び控訴人書籍218頁以下）。

（イ） かしながら、「（特定の事業又は仕事）と結婚したようなもの」との用語は、特に配偶者との家庭生活を十分に顧みることなく特定の事業又は仕事に精力を注ぐさまを比喩的に表すものとして広く用いられている、ごくありふれたものといわなければならない。しかも、「だったのかもしれない」との用語も、特定の事実に関する自己の思想を婉曲に開陳する際に広く用いられている、ごくありふれた用語である。

（ウ） してみると、前記の正造と富士屋ホテルとの関係の特異性と、「結婚したようなものだったのかもしれない」との用語の慣用性に鑑みると、前記（ア）〈1〉ないし〈4〉の事実にあつた者が、これについて「正造は、富士屋ホテルと結婚したようなものだったのかもしれない。」との感想を抱くことは、それ自体ごく自然なことであつて、対比文章と本件文章との前記共通点は、結局、正造と富士屋ホテルとの関係という事実に関して共有されるであろうごく自然な感想という思想であるというべきである。また、対比文章及び本件文章は、これが表現であるとしても、上記のような思想をいずれもごくありふれた用語で記述したものであるから創作性が認められない。

参考裁判例

■ (1)著作物性

- ・ 知財高判H22.7.14判時2100号134頁 [破天荒力控訴審]

この箇所の被控訴人書籍記述部分（対比文章。「正造が結婚したのは、最初から孝子というより富士屋ホテルだったのかもしれない。」）と控訴人書籍記述部分の前段（本件文章。「彼は、富士屋ホテルと結婚したようなものだったのかもしれない。」）とは、いずれも、正造と富士屋ホテルとの関係を、「（富士屋ホテル）と結婚したようなもの」「だったのかもしれない」との用語で記述している点が共通する。

そして、対比文章及び本件文章は、いずれも、〈1〉正造が明治40年にいわゆる婿養子として孝子と結婚したこと（被控訴人書籍（甲2）105頁以下及び控訴人書籍（甲1）203頁）、〈2〉正造と孝子が大正15年4月に離婚したが、婿養子であった正造が富士屋ホテルにとどまる一方、仙之助の実子である孝子が山口家を出たこと（被控訴人書籍150頁以下及び控訴人書籍203頁）、〈3〉孝子が離婚後に再婚した一方で、正造が再婚しなかったこと（被控訴人書籍150頁以下及び控訴人書籍218頁）の記述に引き続いて用いられており、しかも、対比文章及び本件文章に続いて、これを裏付ける事実として、〈4〉正造が自らの設立した学校等の関係者を子どもとして扱うこととして、富士屋ホテルトレーニングスクールを設立するなどしたことが記述されている（被控訴人書籍152頁及び控訴人書籍218頁以下）。

（イ） かしながら、「（特定の事業又は仕事）と結婚したようなもの」との用語は、特に配偶者との家庭生活を十分に顧みることなく特定の事業又は仕事に精力を注ぐさまを比喩的に表すものとして広く用いられている、ごくありふれたものといわなければならない。しかも、「だったのかもしれない」との用語も、特定の事実に関する自己の思想を婉曲に開陳する際に広く用いられている、ごくありふれた用語である。

（ウ） してみると、前記の正造と富士屋ホテルとの関係の特異性と、「結婚したようなものだったのかもしれない」との用語の慣用性に鑑みると、前記（ア）〈1〉ないし〈4〉の事実接した者が、これについて「正造は、富士屋ホテルと結婚したようなものだったのかもしれない。」との感想を抱くことは、それ自体ごく自然なことであって、対比文章と本件文章との前記共通点は、結局、正造と富士屋ホテルとの関係という事実に関して共有されるであろうごく自然な感想という思想であるというべきである。また、対比文章及び本件文章は、これが表現であるとしても、上記のような思想をいずれもごくありふれた用語で記述したものであるから創作性が認められない。

参考裁判例

■ (1)著作物性

- ・ 東京地判H7.12.18判時1567号126頁 [ラスト・メッセージ in 最終号事件]

ある著作が著作物と認められるためには、それが思想又は感情を創作的に表現したものであることが必要であり（著作権法二条一項一号）、誰が著作しても同様の表現となるようなありふれた表現のものは、創作性を欠き著作物とは認められない。

本件記事は、いずれも、休刊又は廃刊となった雑誌の最終号において、休廃刊に際し出版元等の会社やその編集部、編集長等から読者宛に書かれたいわば挨拶文であるから、このような性格からすれば、少なくとも当該雑誌は今号限りで休刊又は廃刊となる旨の告知、読者等に対する感謝の念あるいはお詫びの表明、休刊又は廃刊となるのは残念である旨の感情の表明が本件記事の内容となることは常識上当然であり、また、当該雑誌のこれまでの編集方針の骨子、休廃刊後の再発行や新雑誌発行等の予定の説明をすること、同社の関連雑誌を引き続き愛読してほしい旨要望することも営業上当然のことであるから、これら五つの内容をありふれた表現で記述しているにすぎないものは、創作性を欠くものとして著作物であると認めることはできない。

2 右観点からすると、本件記事4、8、21、22、32、35及び42（別紙目録（二）の1-4、2-3、4-2、4-3、6-5、7-2及び10-1）は、いずれも短い文で構成され、その内容も休廃刊の告知に加え、読者に対する感謝（4、8、21、32、35及び42の記事）、再発行予定の表明（4、21、22及び35の記事）あるいは、同社の関連雑誌を引き続き愛読してほしい旨の要望（4の記事）にすぎず、その表現は、日頃よく用いられる表現、ありふれた言い回しにとどまっているものと認められ、これらの記事に創作性を認めることはできない。

3 他方、右七点を除くその他の本件記事については、執筆者の個性がそれなりに反映された表現として大なり小なり創作性を備えているものと解され、著作物であると認められる。

参考裁判例

■ (1)著作物性

- ・ 東京地判H7.12.18判時1567号126頁 [ラスト・メッセージ in 最終号事件]

法三〇条一項第二は、すでに発行された他人の著作物を正当の範囲内において自由に自己の著作物中に節録引用することを容認しているが、ここにいう引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいうと解するのが相当であるから、右引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならないというべきであり、更に、法一八条三項の規定によれば、引用される側の著作物の著作人人格権を侵害するような態様とする引用は許されないことが明らかである。

そこで、原審の確定した前記事実に基づいて本件写真と本件モンタージュ写真とを対照して見ると、本件写真は、遠方に雪をかぶつた山々が左右に連なり、その手前に雪におおわれた広い下り斜面が開けている山岳の風景及び右側の雪の斜面をあたかもスノータイヤの痕跡のようなシユプールを描いて滑降して来た六名のスキーヤーを俯瞰するような位置で撮影した画像で構成された点に特徴があると認められるカラーの写真であるのに対し、本件モンタージュ写真は、その左側のスキーヤーのいない風景部分の一部を省いたものの右上側で右シユプールの起点にあたる雪の斜面上縁に巨大なスノータイヤの写真を右斜面の背後に連なる山々の一部を隠しタイヤの上部が画面の外にはみ出すように重ね、これを白黒の写真に複写して作成した合成写真であるから、本件モンタージュ写真は、カラーの本件写真の一部を切除し、これに本件写真にないスノータイヤの写真を合成し、これを白黒の写真とした点において、本件写真に改変を加えて利用し作成されたものであるということが出来る。

参考裁判例

■ (2)引用の成否

- ・ 最判S55.3.28民集34巻3号314頁 [モンタージュ写真]

ところで、本件写真は、右のように本件モンタージュ写真に取り込み利用されているのであるが、利用されている本件写真の部分（以下「本件写真部分」という。）は、右改変の結果としてその外面的な表現形式の点において本件写真自体と同一ではなくなつたものの、本件写真の本質的な特徴を形成する雪の斜面を前記のようなシユプールを描いて滑降して来た六名のスキーヤーの部分及び山岳風景部分中、前者についてはその全部及び後者についてはなおその特徴をとどめるに足りる部分からなるものであるから、本件写真における表現形式上の本質的な特徴は、本件写真部分自体によつてもこれを感じ得ることができるものである。そして、本件モンタージュ写真は、これを一瞥しただけで本件写真部分にスノータイヤの写真を付加することにより作成されたものであることを看取しうるものであるから、前記のようにシユプールを右タイヤの痕跡に見立て、シユプールの起点にあたる部分に巨大なスノータイヤ一個を配することによつて本件写真部分とタイヤとが相合して非現実的な世界を表現し、現実的な世界を表現する本件写真とは別個の思想、感情を表現するに至つているものであると見るとしても、なお本件モンタージュ写真から本件写真における本質的な特徴自体を直接感得することは十分できるものである。そうすると、本件写真の本質的な特徴は、本件写真部分が本件モンタージュ写真のなかに一体的に取り込み利用されている状態においてもそれ自体を直接感得しうるものであることが明らかであるから、被上告人のした前記のような本件写真の利用は、上告人が本件写真の著作者として保有する本件写真についての同一性保持権を侵害する改変であるといわなければならない。

のみならず、すでに述べたところからすれば、本件モンタージュ写真に取り込み利用されている本件写真部分は、本件モンタージュ写真の表現形式上前説示のように従たるものとして引用されているということもできないから、本件写真が本件モンタージュ写真中に法三〇条一項第二にいう意味で引用されているということもできないものである。そして、このことは、原審の確定した前示の事実、すなわち、本件モンタージュ写真作成の目的が本件写真を批判し世相を風刺することにあつたためその作成には本件写真の一部を引用することが必要であり、かつ、本件モンタージュ写真は、美術上の表現形式として今日社会的に受けいれられているフォト・モンタージュの技法に従つたものである、との事実によつても動かされるものではない。

参考裁判例

■ (2)引用の成否

- ・ 最判S55.3.28民集34巻3号314頁 [モンタージュ写真]

ところで、本件写真は、右のように本件モンタージュ写真に取り込み利用されているのであるが、利用されている本件写真の部分（以下「本件写真部分」という。）は、右改変の結果としてその外面的な表現形式の点において本件写真自体と同一ではなくつたものの、本件写真の本質的な特徴を形成する雪の斜面を前記のようなシユプールを描いて滑降して来た六名のスキーヤーの部分及び山岳風景部分中、前者についてはその全部及び後者についてはなおその特徴をとどめるに足りる部分からなるものであるから、本件写真における表現形式上の本質的な特徴は、本件写真部分自体によつてもこれを感じ得ることができるものである。そして、本件モンタージュ写真は、これを一瞥しただけで本件写真部分にスノータイヤの写真を付加することにより作成されたものであることを看取しうるものであるから、前記のようにシユプールを右タイヤの痕跡に見立て、シユプールの起点にあたる部分に巨大なスノータイヤ一個を配することによつて本件写真部分とタイヤとが相合して非現実的な世界を表現し、現実的な世界を表現する本件写真とは別個の思想、感情を表現するに至っているものであると見るとしても、なお本件モンタージュ写真から本件写真における本質的な特徴自体を直接感得することは十分できるものである。そうすると、本件写真の本質的な特徴は、本件写真部分が本件モンタージュ写真のなかに一体的に取り込み利用されている状態においてもそれ自体を直接感得しうるものであることが明らかであるから、被上告人のした前記のような本件写真の利用は、上告人が本件写真の著作者として保有する本件写真についての同一性保持権を侵害する改変であるといわなければならない。

のみならず、すでに述べたところからすれば、本件モンタージュ写真に取り込み利用されている本件写真部分は、本件モンタージュ写真の表現形式上前説示のように従たるものとして引用されているということもできないから、本件写真が本件モンタージュ写真中に法三〇条一項第二にいう意味で引用されているということもできないものである。そして、このことは、原審の確定した前示の事実、すなわち、本件モンタージュ写真作成の目的が本件写真を批判し世相を風刺することにあつたためその作成には本件写真の一部を引用することが必要であり、かつ、本件モンタージュ写真は、美術上の表現形式として今日社会的に受けいれられているフォト・モンタージュの技法に従つたものである、との事実によつても動かされるものではない。

参考裁判例

■ (2)引用の成否

- ・ 知財高判H22.10.13判時2092号135頁 [美術品鑑定書]

(1) 引用の適法性の要件

ア 著作権法は、著作物等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とするものであるが（同法1条）、その目的から、著作者の権利の内容として、著作者人格権（同法第2章第3節第2款）、著作権（同第3款）などについて規定するだけでなく、著作権の制限（同第5款）について規定する。その制限の1つとして、公表された著作物は、公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で引用して利用することができる」と規定されているところ（同法32条1項）、他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、著作権法の上記目的をも念頭に置くと、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない。

イ しかるところ、控訴人は、その作製した本件各鑑定証書に添付するために本件各絵画の縮小カラーコピーを作製して、これを複製したものであるから、その複製が引用としての利用として著作権法上で適法とされるためには、控訴人が本件各絵画を複製してこれを利用した方法や態様について、上記の諸点が検討されなければならない。

参考裁判例

■ (2)引用の成否

- ・ 知財高判H22.10.13判時2092号135頁 [美術品鑑定書]

(2) 要件の充足性の有無

ア そこで、前記見地から、本件各鑑定証書に本件各絵画を複製した本件各コピーを添付したことが著作権法32条にいう引用としての利用として許されるか否かについて検討すると、本件各鑑定証書は、そこに本件各コピーが添付されている本件各絵画が真作であることを証する鑑定書であって、本件各鑑定証書に本件各コピーを添付したのは、その鑑定対象である絵画を特定し、かつ、当該鑑定証書の偽造を防ぐためであるところ、そのためには、一般的にみても、鑑定対象である絵画のカラーコピーを添付することが確実であって、添付の必要性・有用性も認められることに加え、著作物の鑑定業務が適正に行われることは、贋作の存在を排除し、著作物の価値を高め、著作権者等の権利の保護を図ることにもつながるものであることなどを併せ考慮すると、著作物の鑑定のために当該著作物の複製を利用することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれるといわなければならない。

そして、本件各コピーは、いずれもホログラムシールを貼付した表面の鑑定証書の裏面に添付され、表裏一体のものとしてパウチラミネート加工されており、本件各コピー部分のみが分離して利用に供されることは考え難いこと、本件各鑑定証書は、本件各絵画の所有者の直接又は間接の依頼に基づき1部ずつ作製されたものであり、本件絵画と所在を共にすることが想定されており、本件各絵画と別に流通することも考え難いことに照らすと、本件各鑑定証書の作製に際して、本件各絵画を複製した本件各コピーを添付することは、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲内にとどまるものといえることができる。

しかも、以上の方法ないし態様であれば、本件各絵画の著作権を相続している被控訴人等の許諾なく本件各絵画を複製したカラーコピーが美術書等に添付されて頒布された場合などとは異なり、被控訴人等が本件各絵画の複製権を利用して経済的利益を得る機会が失われるなどということも考え難いのであって、以上を総合考慮すれば、控訴人が、本件各鑑定証書を作製するに際して、その裏面に本件各コピーを添付したことは、著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる公正な慣行に合致したものであるといえることができ、かつ、その引用の目的上でも、正当な範囲内のものであるといえるべきである。

参考裁判例

■ (2)引用の成否

- ・ 知財高判H22.10.13判時2092号135頁 [美術品鑑定書]

イ この点につき、被控訴人は、著作権法32条1項における引用として適法とされるためには、利用する側が著作物であることが必要であると主張するが、「自己ノ著作物中ニ正当ノ範囲内ニ於テ節録引用スルコト」を要件としていた旧著作権法（明治32年法律第39号）30条1項2号とは異なり、現著作権法（昭和45年法律第48号）32条1項は、引用者が自己の著作物中で他人の著作物を引用した場合を要件として規定していないだけでなく、報道、批評、研究等の目的で他人の著作物を引用する場合において、正当な範囲内で利用されるものである限り、社会的に意義のあるものとして保護するのが現著作権法の趣旨でもあると解されることに照らすと、同法32条1項における引用として適法とされるためには、利用者が自己の著作物中で他人の著作物を利用した場合は要件でないことと解されるべきものであって、本件各鑑定証書それ自体が著作物でないとしても、そのことから本件各鑑定証書に本件各コピーを添付してこれを利用したことが引用に当たるとした前記判断が妨げられるものではなく、被控訴人の主張を採用することはできない。

ウ なお、控訴人が本件各絵画の鑑定業務を行うこと自体は、何ら被控訴人の複製権を侵害するものではないから、本件各絵画の鑑定業務を行っている被控訴人がこれを独占できないことをもって、著作権者の正当な利益が害されたということが出来るものでないことはいうまでもない。

(3) 小括

したがって、控訴人が本件各鑑定証書を作製するに際してこれに添付するため本件各コピーを作製したことは、これが本件各絵画の複製に当たるとしても、著作権法32条1項の規定する引用として許されるものであったといわなければならない。

参考裁判例

■ (2)引用の成否

- ・ 東京地判H13.6.13判時1757号138頁 [絶対音感]

著作権法32条1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」と、同法48条1項は、「――著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。」と、それぞれ規定している。

そこで、同複製行為が、適法な引用として許されるか否かを、本件の事実関係に照らして検討する。

証拠（乙1ないし4、11）及び弁論の全趣旨によれば、以下のとおりの事実が認められ、これに反する証拠はない。

参考裁判例

■ (2)引用の成否

- ・ 東京地判H13.6.13判時1757号138頁 [絶対音感]

(1) 英語版演劇台本「Young People's Concerts What Does Music Mean?」は、作曲家レナード・バースタインが、1958年(昭和33年)ころ、若い聴衆と音楽の楽しさを分かちあえるよう、自らニューヨーク・フィルハーモニックと共に出演し、演奏するために書き下ろした一連の台本の一つである。原告は、平成8年10月ころ、指揮者Dがバースタイン役となって上演するための日本語台本として、上記英語版演劇台本を翻訳した。そして、原告は、Dが上演に当たり、ピアノを演奏しないなどの事情から、台本の一部に変更を加えた上、日本語翻訳(邦題「ヤング・ピープルズ・コンサート・・音楽って何?」)を完成させた。本件翻訳台本は、A4版17頁(表紙を含む。)からなるワープロ書きのものであり、翻訳者名は記載されていない。

(2) 本件書籍は、数多くの取材に基づき、「絶対音感」に関する様々な実話や古今東西の音楽家等のエピソード等を紹介しながら、同テーマを多角的に考察したノンフィクション作品である。なお、本件書籍の原稿は、第4回「週間ポスト」「SAPIO」21世紀国際ノンフィクション大賞を受賞した。本件書籍は、「プロローグ(書き換えられた自伝)」、「第1章(人間音叉)」ないし「第8章(心の扉)」、「エピローグ(バラライカの記憶)」、「あとがき」から構成され、319頁からなる。その「第7章(涙は脳から出るのではない)」は、239頁から261頁に掛けて、「言葉にならない言葉」「音が動き、心が動く」「コンピュータと音楽」「書かれざるもの」「神様が見えた」「リアリティ」という小見出しの下に、相互に関連はあるものの、それぞれが独立した話題が紹介されている。

(3) 本件書籍の「第7章(涙は脳から出るのではない)」の「言葉にならない言葉」という部分には、バースタインが、1958年1月にカーネギーホールで「音楽って何?」と題するコンサートを行ったことが記述された後、そこで語られた言葉の一部を紹介すると、240頁6行目から242頁末行に掛けて、別紙1のとおり、原告翻訳部分が複製されて掲載されている。

(4) 被告Bは、本件書籍の執筆のための取材をしたが、その際、前記日本語のコンサートの企画、制作を担当したクリスタル・アーツ社の代表者であるCから、原告翻訳部分を含む本件翻訳台本を渡され、Cからは、原告翻訳部分を本件書籍へ利用することの了解を受けている。しかし、Cは、本件翻訳台本の著作者である原告から、本件翻訳台本を第三者に利用させることの許諾権限を付与されたことはない。

参考裁判例

■ (2)引用の成否

- ・ 東京地判H13.6.13判時1757号138頁 [絶対音感]

以上の事実に照らすならば、〈1〉本件書籍の目的、主題、構成、性質、〈2〉引用複製された原告翻訳部分の内容、性質、位置づけ、〈3〉利用の態様、原告翻訳部分の本件書籍に占める分量等を総合的に考慮すると、著作者である原告の許諾を得ないで原告翻訳部分を複製して掲載することが、公正な慣行に合致しているということもできないし、また、引用の目的上正当な範囲内で行われたものであるということもできない（前記のとおり、被告らは、原告翻訳部分の掲載に当たっては、正当な著作者の許諾を受けようと努め、受けられたものと誤信していたのであり、その経緯に照らしても、原告翻訳部分を許諾を得ないで自由に利用できる公正な慣行があったものと認定することは到底できない。）。

したがって、原告翻訳部分を複製、掲載した行為は、著作権法32条1項の要件を満たす適法な引用とはいえない。

参考裁判例

■ (2)引用の成否

- ・ 東京高判H14.4.11平13ネ3677号 [絶対音感控訴審]

著作権法32条1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」と規定している。著作権法32条1項がこのように規定している以上、これを根拠に、公表された著作物の全部又は一部を著作権者の許諾を得ることなく自己の著作物に含ませて利用するためには、当該利用が、〈1〉引用に当たること、〈2〉公正な慣行に合致するものであること、〈3〉報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること、の3要件を満たすことが必要であると解するのが相当である。

イ 「引用」に当たるというためには、引用して利用する側の著作物（以下「引用著作物」という。）と引用して利用される側の著作物（以下「被引用著作物」という。）とが、明瞭に区別されていなければならないことは、事柄の性質上、当然である。被引用著作物が引用著作物と明瞭に区別されておらず、著作物に接した一般人において、引用著作物中にその著作者以外の者の著作に係る部分があることが判明しないような採録方法が採られている場合には、そもそも、同条にいう「引用」の要件を満たさないというべきである。

前に認定したところによれば、本件書籍中において、原告翻訳部分は、括弧で区分され、本件書籍の他の部分と明瞭に区別されているから、「引用」の要件を満たしていることは、明らかである。

ウ 被控訴人Aによる原告翻訳部分の引用が、公正な慣行に合致するものと認められるか否か、についてみる。

引用に際しては、上記のとおり、引用部分を、括弧でくくるなどして、引用著作物と明瞭に区別することに加え、引用部分が被引用著作物に由来することを明示するため、引用著作物中に、引用部分の出所を明示するという慣行があることは、当裁判所に顕著な事実である。そして、このような慣行が、著作権法32条1項にいう「公正な」という評価に値するものであることは、著作権法の目的に照らして、明らかというべきである。

参考裁判例

■ (2)引用の成否

- ・ 東京高判H14.4.11平13ネ3677号 [絶対音感控訴審]

ここにいう、出所を明示したというためには、少なくとも、出典を記載することが必要であり、特に、被引用著作物が翻訳の著作物である場合、これに加えて、著作者名を合わせて表示することが必要な場合が多いといえるであろう（著作権法48条1項、2項参照）。

前記認定によれば、本件書籍中には、原告翻訳部分を掲載する直前の本文で、「Cは、バーンスタインの言葉を日本語に置き換えた台本を制作し、日本の子どもたちに音楽の素晴らしさを伝えるコンサートを企画している。ここでは、Cの許可を得て、その第一回「音楽って何？」と題するコンサートでバーンスタインが語った言葉の一部を紹介したい。」との記述があり、また、参考文献欄には、「レナード・バーンスタイン『音楽って何？』Young People's Concert第一巻台本・NHK、CBS（1960）」が掲げられているものの、いずれも、被引用著作物が本件翻訳台本であることを示すには足りず、かつ、いずれの個所にも、翻訳者が被控訴人であることは記載されていない（原告翻訳部分を掲載する直前の上記本文の文言によれば、Cこそが出典の翻訳者であるような印象を与えるものとなっているということも、可能である。）から、これらの記述のみでは、出所を明示したということとはできないというべきである。

このように、控訴人Aは、本件書籍に原告翻訳部分を掲載するに当たり、原告翻訳部分を括弧で区分することによって、他の部分と明瞭に区別して引用であることを明らかにしたものの、原告翻訳部分を本件翻訳台本から複製したものであることも、翻訳者が被控訴人であることも明示しなかったのであるから、このような採録方法は、前認定の公正な慣行に合致するものということとはできないというべきである。

参考裁判例

■ (2)引用の成否

- ・ 東京高判H14.4.11平13ネ3677号 [絶対音感控訴審]

この点につき、控訴人らは、罰則上、著作権侵害の罪とは別に出所明示義務違反の罪が設けられていることを根拠として、著作権法48条1項の出所明示義務は、同法32条1項により適法な引用と認められる場合に課される法律上の義務ではあるものの、この義務に反し出所明示を怠った場合であっても、著作権侵害が成立するわけではない、と主張する。

しかしながら、控訴人らの上記主張は、出所を明示しない引用が適法な引用と認められる場合（出所を明示することが著作権法32条1項にいう公正な慣行に当たると認められるには至っていないことを、当然の前提とする。）には当てはまっても、出所を明示することが公正な慣行と認められるに至っている場合には、当てはまらないというべきである。出所を明示しないで引用することは、それ自体では、著作権（複製権）侵害を構成するものではない。この限りでは、控訴人らの主張は正当である。しかし、そのことは、出所を明示することが公正な慣行と認められるに至ったとき、公正な慣行に反する、という媒介項を通じて、著作権（複製権）侵害を構成することを否定すべき根拠になるものではない。出所を明示しないという同じ行為であっても、単に法がそれを義務付けているにすぎない段階と、社会において、現に公正な慣行と認められるに至っている段階とで、法的評価を異にすることになっても、何ら差し支えないはずである。そして、出所を明示する慣行が現に存在するに至っているとき、出所明示を励行させようとして設けられた著作権法48条1項の存在のゆえに、これを公正な慣行とすることが妨げられるとすれば、それは一種の背理というべきである。

ゼミ生・先生方からのコメント

【ゼミ生からのコメント】

(裁判所の著作物性判断について)

- ・当初、原告投稿の著作物性を認める必要があるのかとも思ったが、思想を工夫して表現しているといえる点もあり、誰がやっても同じようなありふれた表現とまではいえないように考えた。
- ・短い文章であっても個性が発揮されているということであれば創作性はあるということの良い。
- ・77pの仮想事例では、上6行だと著作物性を認め難いが、下2行の表現が加わることにより思想・感情を創作的に表現しているといえるのではないか？

(引用の成否及びツイッターの規約の考慮について)

- ・著作権上の引用と規約との関連性が不明で、規約違反であっても引用可能な方法があるのではないか。
- ・ツイッター社が積極的にスクリーンショットの引用を禁止したり、取り締まっているのであれば公正な慣行に合致していないといえる可能性もあるのではないか。

ゼミ生・先生方からのコメント

【岩原先生からのコメント】

- ・引用の成否においては「必要性」という要素が重要ではないか。
- ・ツイッターの規約には引用には「引用リツイート」を使用するようにとされているが、ツイッター上で喧嘩が起こっていく場合について、ツイッターは想定していないのではないか。引用リツイートの性質上、引用元の内容が投稿者によって変えられたり、削除される可能性もあるため、引用する側にとってそれはフェアではない。
- ・控訴審で原審の判決とは反対の判断がされているが、原審の判断を覆すだけの控訴人の主張が足りないように感じる。原告にとっては不意打ち的な感じだったのでは。

【三村先生からのコメント】

- ・著作物は最低17文字（俳句）あるいは14文字（連歌の下2句）あればよいのでは。連歌であれば共同著作物でも良いかもしれない。
- ・事実報道であれば誰が表現しても同じような内容となるから著作物性を否定しやすいのではないか。
- ・利用規約で許しているか否かで裁判所は考えていないのではないか。例えば、ツイッターの規約では禁止されているがフェイスブックの規約で禁止していないとき、同じ態様で引用しているのにSNSによって判断がぶれるのは妥当でないと思う。
- ・スクリーンショットによる引用は認められるべきと思っている。適法な引用の態様が引用ツイートやウェブサイトへのリンクに限定されるとしたら、原典の改変や削除の可能性があり、引用された側が恣意的・事後的に改変または削除できるため適切でないのではと思う。
- ・「総合考慮」という判断基準は、予測可能性が低いと思う。

発表者所感

・ 本事案における原告投稿に著作物性が認められた裁判所の判断及びその判断理由を見るに、（言語の）著作物として認められるハードルは、それほど高くないように思われた。

・ 利用規約がプラットフォームと利用者との間の契約であり、その内容が直ちに利用者間の「公正な慣行」とはならないという判断は妥当に思われる。一方で、プラットフォームの規約周知・取締り態様や利用者の利用規約に対する理解度・認知度等によっては、その内容がそのまま「公正な慣行」にもなり得ると考える。

・ 本事案原審・控訴審の判示は考慮要素として検討している事情が比較的少ないように思われたが、類似事例の前掲知財高判R5.4.17は比較的詳細で、参考になった。また、近時の裁判例で、適法な引用を認めた前掲知財高判H30.8.23 [沖縄 うりずんの雨]、前掲知財高判R4.9.28 [主戦場]、前掲知財高判R4.3.29 [#KuToo] 等も、被疑侵害者側の適法な引用に係る主張の拠り所として、参考になる。

(根岸)

・ 最初に原告投稿を見た時には、140文字以内で記載された原告投稿の著作物性が認められていることに違和感があったが、個人（原告）の思想が創作的に表現されていて、著作物性が認められるという点で理解できた。文章が短くても著作物になる場合があると認識することができた。個人的には連歌の下二句の14文字程度あれば著作物と認められてもよいのではないかとのコメントに納得した。

・ ツイッターの利用規約に引用には引用リツイートをすることが規定されているが、そもそもツイッターの利用者はこの利用規約を把握した上でツイッターを使っているのかというところは疑問ではあり、公正な慣行の判断において、利用規約違反であることがただちに著作権法上の引用における公正な慣行に反するわけではないという控訴審の判断は妥当であったと思う。

(小西)